

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6 月26日
【計算期間】	第 1 期中(自 平成28年 9 月26日 至 平成29年 3 月26日)
【ファンド名】	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - オーストラリア・リート・ファンド (Credit Suisse Universal Trust (Cayman) - Australia REIT Fund)
【発行者名】	クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 ニコラス・パパベリン (Nicolas Papavoine)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、K Y 1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タ ウン、ウグランド・ハウス、私書箱309 (P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY 1 -1104, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 安 達 理
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中 村 貴 子 島 田 充 生 矢 吹 邦太郎 菊 地 雄 太
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03 (6888) 1000
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません

1【ファンドの運用状況】

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）が管理するクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - オーストラリア・リート・ファンド（Credit Suisse Universal Trust (Cayman) -Australia REIT Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は次の通りです。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

日本円投資コース

（2017年3月末日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率（％）
担保付スワップ	2,043,068,432	99.86
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	2,871,505	0.14
合計 （純資産総額）	2,045,939,937	100.00

豪ドル投資コース

（2017年3月末日現在）

資産の種類	時価合計（豪ドル）	投資比率（％）
担保付スワップ	9,806,642	100.35
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	- 33,950	- 0.35
合計 （純資産総額）	9,772,692 (813百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注２）豪ドルの円換算額は、2017年4月28日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１豪ドル＝83.24円）によります。以下、別段の定めのない限り、豪ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2016年９月26日から2017年４月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次の通りです。

日本円投資コース

	純資産総額	１口当たり純資産価格
	円	円
2016年 9 月26日	2,176,185,000	1,000.00
10月末日	2,148,396,960	954.10
11月末日	2,284,501,316	1,011.60
12月末日	2,414,766,896	1,073.00
2017年 1 月末日	2,283,770,467	1,032.10
2 月末日	2,171,040,993	1,080.70
3 月末日	2,045,939,937	1,065.10
4 月末日	1,903,346,949	1,070.70

豪ドル投資コース

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
2016年 9 月26日	7,979,800	664,239	100.00	8,324
10月末日	8,910,242	741,689	91.08	7,581
11月末日	9,113,780	758,631	91.73	7,636
12月末日	9,724,819	809,494	97.00	8,074
2017年 1 月末日	9,363,203	779,393	92.18	7,673
2 月末日	9,757,352	812,202	95.87	7,980
3 月末日	9,772,692	813,479	95.61	7,959
4 月末日	10,016,962	833,812	98.02	8,159

【分配の推移】

2016年9月26日から2017年4月末日までの期間における分配の推移は次のとおりです。

（1口当たり、税引前）

	日本円投資コース	豪ドル投資コース	
	円	豪ドル	円
2016年12月	8.12	0.74	61.60
2017年3月	8.35	0.74	61.60
設立時からの総額 (2016年9月26日～2017年4月末日)	16.47	1.48	123.20

【収益率の推移】

2016年9月26日から2017年4月末日までの期間における収益率の推移は次のとおりです。

期間	収益率(%)	
	日本円投資コース	豪ドル投資コース
2016年9月26日～2017年4月末日	8.72%	-0.50%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) \div b$

a = 2017年4月末日の1口当たりの純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b = 受益証券1口当たりの当初発行価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率(%)	
	日本円投資コース	豪ドル投資コース
2016年 (2016年9月26日～2016年12月末日)	8.11%	-2.26%
2017年 (2017年1月1日～2017年4月末日)	0.56%	1.81%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末（2017年については4月末日）の1口当たりの純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格
2016年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格

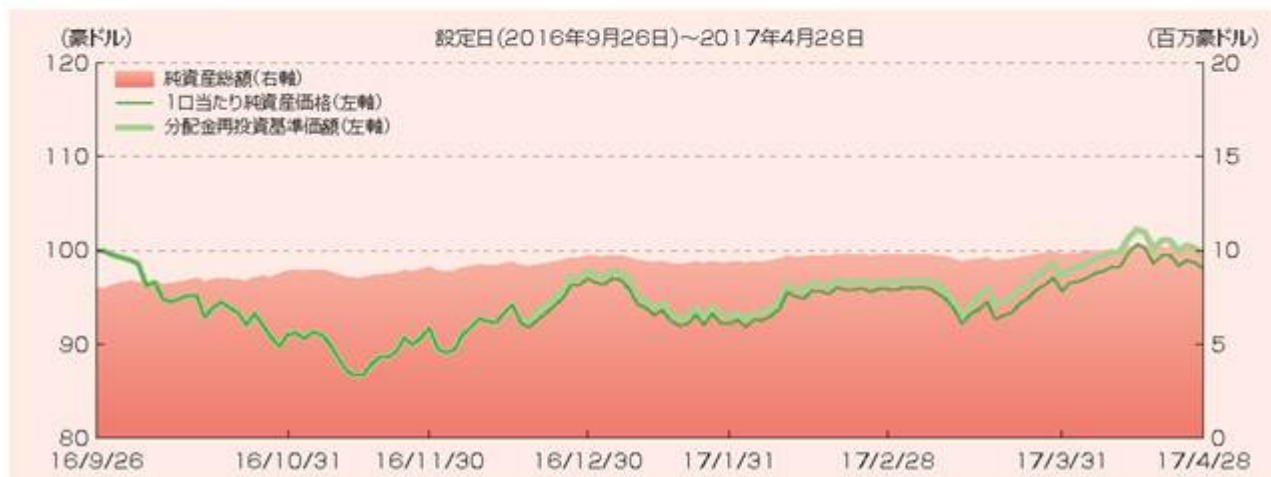
（参考情報）

基準価額および純資産の推移

日本円投資コース



豪ドル投資コース



収益率の推移(暦年ベース)

日本円投資コース



豪ドル投資コース



※ 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=暦年末(2017年については4月末日)の1口当たりの純資産価格+当該期間の分配金の合計額

b=当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2016年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格

2【販売及び買戻しの実績】

2016年9月26日から2017年4月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2017年4月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
日本円投資コース	2,296,945 (2,296,945)	519,210 (519,210)	1,777,735 (1,777,735)
豪ドル投資コース	102,350 (102,350)	160 (160)	102,190 (102,190)

（注）（ ）の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項但書の規定を適用して作成された原文の中間財務諸類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b . ファンドの原文中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は豪ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2017年4月28日現在の株式会社三菱東京U F J銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=83.24円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

オーストラリア・リート・ファンド

（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト）

財務状態計算書

2017年3月27日（未監査）

（豪ドルで表示）

	注記	2017年3月27日現在	
		豪ドル	千円
資産			
損益を公正価値で測定した金融資産	2.2、2.3、5および6	33,615,225	2,798,131
現金および税金同等物	2.1	144	12
以下に対する未収金：			
受益証券の募集	2.7、2.9、3	34,284	2,854
資産合計		33,649,653	2,800,997
負債			
仲介会社に対する未払残高	2.12	316	26
以下に対する債務：			
購入した証券	2.3	34,284	2,854
負債（解約可能受益証券の受益者に対する純資産を除く。）		34,600	2,880
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産	3	33,615,053	2,798,117

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

オーストリア・リート・ファンド

（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） のシリーズ・トラスト）

包括利益計算書

対象期間：2016年9月26日（運用開始日）～

2017年3月27日（未監査）

（豪ドルで表示）

	注記	2017年3月27日現在	
		豪ドル	千円
利益			
受取手数料	7	214,465,584	17,852,115
受取利息	2.10	545,628	45,418
金融資産および金融負債につき、公正価値で測定された			
損益に基づく実現損益	2.2、7	(35,104,843)	(2,922,127)
外貨建取引に係る実現純益	2.5、7	(150,620)	(12,538)
公正価値で損益を測定した金融資産に対する未実現純増の			
変動	2.2、7	33,580,941	2,795,278
外貨建取引に係る実現純損益の変動	2.5、7	(10)	(1)
損失合計		213,336,680	17,758,145
費用			
販売報酬		134,027,005	11,156,408
運営コスト報酬		78,629,173	6,545,092
代行協会員報酬		1,787,026	148,752
設立費用		22,380	1,863
費用合計		214,465,584	17,852,115
財務費用を除く運用損失		(1,128,904)	(93,970)
財務費用			
解約可能受益証券の受益者に対する分配	2.6	(546,552)	(45,495)
分配後の損失		(1,675,456)	(139,465)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産につき、			
運用に係る減額		(1,675,456)	(139,465)

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

オーストラリア・リート・ファンド**（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） のシリーズ・トラスト）****解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産額変動計算書**

対象期間：2016年9月26日（運用開始日）～

2017年3月27日（未監査）

（豪ドルで表示）

	注記	豪ドル	千円
2016年9月26日時点(運用開始日)		-	-
解約可能受益証券の発行残高	3	39,989,931	3,328,762
受益証券の買戻	3	(4,699,422)	(391,180)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産につき、運用に係る減額		(1,675,456)	(139,465)
2017年3月27日時点		33,615,053	2,798,117

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

オーストラリア・リート・ファンド

(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト)

キャッシュ・フロー計算書

対象期間：2016年9月26日(運用開始日)～

2017年3月27日(未監査)

(豪ドルで表示)

	注記	2017年3月27日現在	
		豪ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー：			
包括損失合計（解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する、運用による減額）		(1,675,456)	(139,465)
調整：			
解約可能受益証券の受益者に対する分配		546,552	45,495
公正価値で損益を測定した金融資産の売却による収入		(35,139,127)	(2,924,981)
公正価値で損益を測定した金融資産に対する実現純損		35,104,843	2,922,127
公正価値で損益を測定した金融資産に対する未実現利益の純増（減）		(33,580,941)	(2,795,278)
購入済証券に対する未払金の増加		34,284	2,854
仲介会社残高の増額		316	26
営業活動に使用した現金		(34,709,529)	(2,889,221)
財務活動によるキャッシュ・フロー：			
発行済み解約可能受益証券による収入		39,955,647	3,325,908
受益証券の買戻		(4,699,422)	(391,180)
解約可能受益証券の受益者に対する分配		(546,552)	(45,495)
財務活動によるキャッシュ・フロー		34,709,673	2,889,233
現金および現金同等物の純増(減)額		144	12
期首における現金および現金同等物	2.1	-	
期末における現金および現金同等物	2.1	144	12
営業活動によるキャッシュ・フローについての補足情報			
受取利息		546,628	45,501
営業活動及び財産活動による非資金費用についての補足情報			
解約可能受益証券の受益者に対する分配		546,552	45,495

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

オーストラリア・リート・ファンド

(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト)

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

(豪ドルで表示)

1. 組成

オーストラリアREITファンド(以下「シリーズ・トラスト」という)は、ケイマン諸島の信託法に基づき2013年12月2日に設立されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニットトラストであるクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)III(以下「トラスト」という)のシリーズ・トラストである。本シリーズ・トラストは、信託約款補則に基づき2016年8月5日に設立され、ケイマン諸島の法律により法人登録されている信託会社であるエリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という)により運用されている。本シリーズ・トラストは、2016年9月26日に運用を開始した。

本トラストは、ケイマン諸島の(修正)信託法に基づく免税信託であり、2014年1月22日にケイマン諸島の(修正)ミューチュアル・ファンド法に基づき登録された。

本トラストの登録事務所は、ケイマン諸島、KY1-9007 グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー、190(190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9007, Cayman Islands)に所在する。

本シリーズ・トラストの管理会社は、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」という)である。

本シリーズ・トラストの管理事務代行会社、保管銀行、登録事務代行会社は、ブラウン・ブラザース・ハリマン・アンド・コー(以下、適宜「管理事務代行会社」、「保管銀行」、「登録事務代行会社」という)である。

クレディ・スイス・インターナショナルは、報酬代行会社(以下、「報酬代行会社」という)、計算代理人(以下、「計算代理人」という)、および担保付スワップ・カウンターパーティ(以下、「担保付スワップ・カウンターパーティ」という)の役割を負う。

クレディ・スイス証券株式会社は、代行協会員会社(以下、「代行協会員」という)の役割を負う。

本シリーズ・トラストの管理会社代行サービス会社は、大和住銀投信投資顧問株式会社(以下、「管理会社代行サービス会社」という)である。

管理会社は、大和証券株式会社に対し、販売会社(以下、「販売会社」という)として業務を行う権限を与えた。

本シリーズ・トラストでは、現在、AUDクラスユニットおよびJPYクラスユニットという2種類のクラスユニットが発行可能である。本シリーズ・トラストおよびAUDクラスユニットは、オーストラリアドル建てで表示される。「AUD」および「\$」が使用される箇所はすべて、オーストラリアドルを意味するものとする。JPYクラスユニットは、日本円建て(「円」、「JPY」、「/」)で表示される。

本シリーズ・トラストの投資目的は、プライスリターン型のオーストラリアREITインデックス(以下、「インデックス」という)に投資する想定取引戦略(以下、「戦略」という)へのエクスポージャーを提供することで、投資家に対し、中長期的な元本の成長および安定的な利息の獲得を目指すものである。運用開始時におけるインデックスは、S&P/ASX 200 A-REITインデックス(ブルームバーグティッカー: AS51PROP Index)(以下、「当初インデックス」という)である。

オーストラリア・リート・ファンド

(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト)

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

(豪ドルで表示)

1. 組成(続き)

受託会社は、戦略に対するエクスポージャーを得るため、本シリーズ・トラストの受託会社としての権限に基づき、担保付スワップ・カウンターパーティとの間でスワップ取引(以下、「担保付スワップ」という)を実行する。本担保付スワップは、約1年を取引期間とするトータル・リターン・スワップであり、これにより担保付スワップ・カウンターパーティは、以下を行う:

- (i) インデックスにリンクされたアンファンデッド・スワップに対し、少なくとも3社の市場参加者が参加した入札プロセスにより価格を織り込む。および、
- (ii) インデックスおよび、インデックスの構成銘柄において支払が想定される配当または分配に対する想定エクスポージャーを提供する。

この結果、本シリーズ・トラストの口座に対する受託会社は、担保付スワップ・カウンターパーティから、インデックスのパフォーマンスに基づくリターンおよび、インデックスの構成銘柄において支払が想定される配当または配分を受け取ると想定されると共に、入札プロセスにより決定された価格を支払うと想定される。本戦略へのエクスポージャーは、原則として担保付スワップ取引開始時点における純資産価値の100%である。

担保付スワップ・カウンターパーティはまた、担保付スワップにより、本トラストの受託会社としての受託会社に対し、受託会社が報酬代行会社の運営コスト報酬の支払に充当することを意図する運営費用(以下、「費用クーポン」という)を支払うことに合意した。このため、受益証券の受益者は、費用クーポンの分配に対していかなる権利も持たない。

最終買戻日

本シリーズ・トラストは、信託約款の規定により早期終了した場合を除き、2021年9月26日(以下、「最終買戻日」という)および強制買戻事象(以下、「強制買戻事象」という)の発生後の実務上可能な直近の買戻日のうち、より早い方の日まで存続するものとする。

受益証券は、以下のいずれかが最初に発生した時点で、強制的に償還される。

- (i) 純資産価額が、AUDクラスユニットについては100万オーストラリアドル、JPYクラスユニットについては1億円またはこれを下回り、かかる評価日またはそれ以降において、管理会社がすべての受益証券につき、全受益者に通知することにより強制的に償還すべきだと決定した場合。または、
- (ii) 受託会社および管理会社が、受益証券をすべて強制償還すべきであると合意した場合(これには、受託会社と管理会社が、(担保付スワップにより定められた)終了日において全受益証券の強制償還に合意した場合や、理由の如何を問わずかかる担保付スワップの終了日以前に担保付スワップが終了する場合が含まれるが、これらに限られない)。

強制償還事象が発生した場合、すべての受益証券は最終買戻日において1口当たりの最終買戻価格で償還される。1口当たり最終買戻価格は、目論見書および付属資料22に従い、管理事務代行会社はその単独の裁量に基づき、最終買戻日(かかる日が評価日ではない場合、その直前の評価日)における1口当たり純資産価値により計算される。買戻日とは、当該ユニットクラスの各取引日であると共に、本シリーズ・トラストに対する市場混乱事象が発生していない日、および/または管理会社が適宜、本シリーズ・トラストまたは各ユニットクラスに対して市場混乱事象が発生している日または期間だと認めた日でない日を指す。

オーストラリア・リート・ファンド

(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト)

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

(豪ドルで表示)

1. 組成(続き)

受益者は、各ユニットクラスの受益証券1口につき、最終買戻日の前における買戻日に、当該買戻日(または、買戻日が評価日でない場合、直前の評価日)における当該ユニットクラスの1口当たり純資産価格と同額(以下、「償還価格」という)の支払いを受けるものとする。償還される各受益証券の償還価格には、買戻手数料が適用されない。

本財務諸表は、受託会社により、2017年6月9日付で公開することを許可されたものである。

2. 重要な会計方針

以下に、本財務諸表の作成にあたり採用された主な会計上の原則を示す。特に例外が記載された場合を除き、これらの原則は対象期間全体を通じて一貫して採用されている。本財務諸表は、国際財務報告基準(IFRS)に準拠して作成されたものである。本財務諸表は、取得原価主義に基づいて作成され、損益計算書において公正価値で測定される金融資産および金融負債の再評価により修正を加えたものである。IFRSに従って財務諸表を作成するためには、重要性の高い会計上の見積りを一定の範囲で利用することが要求され、受託会社および管理会社に対しては、本シリーズ・トラストの会計原則に対する適用において各自の判断を下すことが求められる。本財務諸表において、かかる想定および見積りが重要な要素となる分野については、注記4に記載した。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

本シリーズ・トラストは、投資企業(IFRS第10号、IFRS第12号、およびIAS第27号に対する2012年の改訂)(以下、「改訂」という)を適用したものである。運営者は、本シリーズ・トラストが投資企業の要件を満たすものと結論した。

2016年9月26日(運用開始日)から2017年3月27日までの期間において公表されたものの、同期間において発効しておらず、早期導入されていない新たな基準、改訂、および解釈は以下の通り：

IFRS第9号、「金融商品」。2018年1月1日またはそれ以降に開始される年度に対し発効される。企業による金融資産、負債(一部のハイブリッド契約を含む)の分類および測定する方法を特定したもの。同基準は、IAS第39号における要件と比較して、金融資産の分類および測定のアプローチを改善および簡素化するものである。IAS第39号に含まれる、金融負債の分類および測定に関する要件の大部分については、変更されていない。同基準は、金融資産の分類につき一貫性の高いアプローチを採用したもので、IAS第39号において、各カテゴリーごとに別個の分類基準が定められていた、金融資産に対する数多くのカテゴリーの代替となるものである。本シリーズ・トラストは、所有する金融資産および金融負債(買い建ておよび売り立て)につき、従来通り損益を公正価値で測定した上で分類する見込みであるため、同基準が本シリーズ・トラストの財務状況またはパフォーマンスに与える影響は低いと予想される。

現在発効していないが、本シリーズ・トラストに対して大きな影響を及ぼすことが予想される、その他の基準、解釈、または現行基準に対する改定は存在しない。

オーストラリア・リート・ファンド

（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト）

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

（豪ドルで表示）

2. 重要な会計方針（続き）**2.1 現金および現金同等物**

本シリーズ・トラストは、すべての現金、外貨および当初満期が3カ月以内の短期預金を現金および現金同等物とみなす。

2017年3月27日時点において、本シリーズ・トラストが保有する現金および現金同等物の残高は以下の通り：

	2017	
定期預金	\$	144

2.2 金融資産および金融負債**(A) 分類**

本シリーズ・トラストは、金融資産を以下のカテゴリーに分類する：

損益を公正価値で測定した金融資産：

- 担保付スワップ

損益を公正価値で測定される金融資産は、以下により構成される：

	2017年 - 時価		2017年 - 費用	
担保付スワップへの投資	\$	33,615,225	\$	34,284

償却減価で測定される金融資産：

- 融資および未収金：現金および現金同等物、受益証券の募集に係る未収金

償却減価で測定される金融負債：

- その他の負債：仲介会社に対する未払残高、購入済投資に係る未払金

デリバティブ以外の、固定または算定可能な支払を提供する金融資産については、活発な市場において価格が付けられているか、信用悪化以外の原因により当初投資額のほぼ全額を回収することが不可能となる可能性がある資産でない場合、融資および未収金に分類される。

オーストラリア・リート・ファンド

(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト)

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

(豪ドルで表示)

2. 重要な会計方針(続き)**2.2 金融資産および金融負債(続き)****(B) 認識/認識の中止**

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、本トラストがかかる金融商品の契約条項の当事者となった日付をもって認識する。金融商品の通常の購入および販売については、約定日、つまり本シリーズ・トラストがかかる商品の購入または販売を約束した日付をもって認識する。金融資産に対しては、かかる商品から受領するキャッシュ・フローに対する権利が消失した時点または、本シリーズ・トラストがかかる商品の所有権により発生する実質的にすべてのリスクおよび報酬を他者に移転した時点において、認識を中止する。

(C) 測定

金融資産は、当初その損益を公正価値で測定し、その後も公正価値で測定するものとする。当初の認識に引き続き、損益が公正価値で測定されるすべての金融資産は、公正価値により測定される。「損益が公正価値で測定される金融資産」カテゴリーに含まれる金融資産につき、その公正価値の変動により発生する損益は、発生した時期を対象期間とする包括利益計算書に記載される。金融商品の売却に伴う実現した損益は、先入先出法により算出される。

損益計算書において公正価値で測定される以外の金融資産については、減損控除後の実効金利法を使用した償却原価で測定される。これらの商品は短期間またはただちに決済されるため、公正価値に近似している。

(D) 公正価値の推定

活発な市場で取引される金融商品(公開株式等)の公正価値は、報告書作成日における市場価格の終値に基づいて測定される。公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。負債の公正価値は、かかる負債の不履行リスクを反映するものである。活発な市場で取引される金融資産および金融負債の公正価値は、報告書作成日における市場価格の終値に基づいて測定される。市場価格を参照することが困難な投資またはその他の資産については、管理会社の助言に基づき受託会社が採用した手続きに従って、誠意に基づいて公正価値を測定するものとする。結果として発生した未実現の損益は、包括利益計算書に反映される。

担保付スワップへの投資

受託会社は、本シリーズ・トラストの受託会社としての権限に基づき、担保付スワップ・カウンターパーティとの間で、本シリーズ・トラストの口座に対するインデックスのパフォーマンスに連動したスワップ取引(以下、「担保付スワップ」という)を締結する。同ストラクチャード・スワップの約定日は2016年9月26日(以下、「約定日」という)であり、同ストラクチャード・スワップは豪ドル建てのおよそ1年間を期間とする契約である(期間は、担保付スワップ・カウンターパーティの裁量に従い延長可能である)

オーストラリア・リート・ファンド**（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト）****未監査財務諸表に対する注記**

2017年3月27日

（豪ドルで表示）

2. 重要な会計方針（続き）**2.3 売却した証券に係る未収金および購入した証券に係る未払金**

売却した証券に対する未収金および購入した証券に対する未払金は、それぞれ売却または購入契約を締結したものの、財政状態計算書の日付において決済が完了していない取引を指す。これらの金額は、当初およびその後において、公正価値から売却した証券に係る未収金の減損を差し引いた額として測定される。減損は、本シリーズ・トラストが、売却した証券に対する未収金の全額を回収することが不可能となるであろう客観的な事実が存在する場合に計上される。売却した証券に対する未収金に対して減損が生じうる兆候としては、ブローカーが深刻な財政上の困難を抱えている場合、ブローカーが破産または財務整理に直面する蓋然性がある場合、および支払の不履行が生じている場合が挙げられる。

2.4 費用

包括利益計算書において、費用は発生主義により認識される。

2.5 外貨の換算**(A) 機能通貨および表示通貨**

本シリーズ・トラストのパフォーマンスは、豪ドル建てで測定され、投資家に報告される。受託会社は豪ドルをもって、原資産の取引および各種の事象および環境が及ぼす経済的影響を最も忠実に反映する通貨であると見なす。財務諸表における表示には、本シリーズ・トラストの機能通貨および表示通貨である豪ドルを使用する。

(B) 取引および残高

外貨建ての金融資産および金融負債は、評価日に豪ドルに換算される。外貨建ての金融資産および金融負債の購入および売却、受益証券および利息の発行および買戻、および費用は、各取引の実行日に豪ドルに換算される。

損益を公正価値で測定した金融資産に対する、為替レートの変動による報告書上の実現または未実現の純損益は、損益を公正価値で測定した金融資産に対する実現した純損益に含まれ、損益を公正価値で測定した金融資産に対する未実現の純増減は、包括利益計算書に含まれる。

オーストラリア・リート・ファンド

(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） のシリーズ・トラスト)

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

(豪ドルで表示)

2. 重要な会計方針（続き）**2.6 分配**

本シリーズ・トラストの現行ポリシーでは、各ユニットクラスの受益者に対して四半期ごとに分配を行う予定である。分配はすべて控除が必要なあらゆる税金または、かかる分配において発生するその他の未払金を差し引いた上で支払われるものとすると共に、すべての公表された想定上の分配は、受益者に対して実際に支払われるのではなく、同一のユニットクラスにおける追加の受益証券の購入に適用されるものとする。

各配当宣言日において支払われるべき分配額は、管理会社はその単独の裁量において、その他の要素を考慮に入れつつ、各ユニットクラスの1口当たりの想定キャピタル・ゲインに基づいて決定する。管理会社はさらに、分配の頻度についてもその単独の裁量において変更することができる。

四半期ごとの分配額は、以下の個別要素により算出するものと予測される。

- (i) インデックスのパフォーマンスによるリターンおよび戦略により支払われた配当または分配金と同額（該当する課税分を差し引いた額）。および、
- (ii) 対応する配当宣言日に支払われるまでの期間において、上記により受領した配当または分配金に対して累積した利息

2017年3月27日に終了した期間内において公表および支払われた分配額は以下の通り：

	合計金額
AUDクラスユニット	\$ 149,117
JPYクラスユニット	397,435
	\$ 546,552

オーストラリア・リート・ファンド

(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト)

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

(豪ドルで表示)

2. 重要な会計方針(続き)**2.7 受益証券の買戻**

本シリーズ・トラストでは、受益者の選択に従って買戻可能な、解約可能受益証券が2種類設定されている。本シリーズ・トラストでは、IAS第32号(改訂)「金融商品：表示」に従い、プッタブル金融商品を負債に分類している。同改訂では、特定の厳格な条件が満たされる場合、金融負債の定義を満たすプッタブル金融商品を資本に分類することを要求している。この条件には、以下が含まれる：

- かかるプッタブル金融商品が、受益者に対し、純資産の比例的な取り分に対する権利を与えるものであること。
- かかるプッタブル金融商品が、他のすべてのクラスに劣後する金融商品のクラスに属し、クラスの特徴が同一であること。
- 発行者の買戻義務を別として、現金またはその他の金融資産を提供する契約上の義務が存在しないこと。および、
- かかる金融商品の存続期間にわたり、同商品に帰属する予想キャッシュ・フローの総額が、実質的に発行者の損益に基づくものであること

本シリーズ・トラストの解約可能受益証券は、上記の条件をすべて満たしていないため、金融負債に分類される。

解約可能受益証券は、常に、本シリーズ・トラストの純資産価値に対する持分割合と同等の現金により償還することが可能である。

受益者が所有する受益証券を本シリーズ・トラストに償還する権利を行使する場合、かかる受益証券の価格は、財政状態計算書の日付において未払いである買戻額により算定される。

解約可能受益証券は、発行または買戻の時点における、本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格(以下、「純資産価値」)により発行または買戻される。本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の総額を、各ユニットクラスごとの発行済受益証券口数で除することによって算定される。詳細については注記3を参照のこと。

2.8 補償

受託会社と管理会社は、本シリーズ・トラストの代理人として、様々な補償条項を含む特定の契約を締結する。これらの契約に基づく本シリーズ・トラストのエクスポージャーの上限値は、未公開である。ただし、本シリーズ・トラストは現在まで、これらの契約に基づく損失の申立を受けておらず、損失リスクは限定的であると予測される。

オーストラリア・リート・ファンド

(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト)

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

(豪ドルで表示)

2. 重要な会計方針(続き)**2.9 発行済受益証券に対する未収金および買い戻された受益証券に対する未払金**

発行済受益証券の価格は、財政状態計算書の発行日において代金が未収の発行済受益証券の口数により算出される。買い戻された受益証券の価格は、財政状態計算書の発行日において未払いの発行済受益証券の口数により算出される。

2.10 受取利息および関連の未収金

受取利息は、実効金利法による期間比例ベースで認識され、現金および現金同等物による受取利息を含む。

2.11 法人税等

本トラストは、ケイマン諸島政府により、2063年12月2日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。現時点において、上記の諸税がケイマン諸島により課されることはない。

本シリーズ・トラストは現在、複数の国において投資収益およびキャピタル・ゲインに対して課される源泉徴収税を発生させている。この投資収益またはキャピタル・ゲインは、包括利益計算書において、源泉徴収税の総額として記載される。源泉徴収税は、包括利益計算書における独立した1つの項目として記載される。2017年3月27日に終了した期間において、配当金に対する源泉徴収税は支払われなかった。

本シリーズ・トラストは、ケイマン諸島以外の国に所在する企業の株式に投資を行う。これらの国々の多くでは、本シリーズ・トラストを含む非居住者にも適用される、キャピタル・ゲインへの課税を定めた税法が導入されている。これらのキャピタル・ゲインへの課税額は申告納税方式により決定される必要があるため、これらの課税については本シリーズ・トラストの仲介業者による「源泉徴収」ベースでの控除は行わない。

IAS第12号「法人所得税」に従い、本シリーズ・トラストは、特定の外国における関連する税務当局がすべての事実および状況について完全な知識を持つとことを前提として、同当局が同国の税法に基づき、本シリーズ・トラストが同国において獲得したキャピタル・ゲインに対して租税債務を要求する可能性が高い場合、この租税債務を認識することが要求される。この租税債務は、同国における税法および導入された税率または当該報告期間末において実質的に導入された税率により、該当する税務当局に対して支払うべき額として算定される。ただし、現行の税法がオフショア投資のシリーズ・トラストに対してどのように適用されるかについては不明確な場合がある。この場合、租税債務が究極的に本シリーズ・トラストの負担になるかどうかについて不確実性が生じる。このため、運営者は、不確実な租税債務を測定する際に、関連の税務当局が公式または非公式な方法によりどのような課税を行っているかを含む、税負担の可能性に影響を及ぼしうる入手可能な関連事実および状況につき、これらすべてを考慮に入れるものとする。

オーストラリア・リート・ファンド

（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト）

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

（豪ドルで表示）

2. 重要な会計方針（続き）

2.11 法人税等（続き）

2017年3月27日の時点において、管理会社は、本シリーズ・トラストが、付属の財務諸表上に計上すべき未実現の税控除に対する負債が存在しないと判断した。管理会社は最善を尽くして上記の判断を下したものであるが、本シリーズ・トラストが獲得したキャピタル・ゲインに対して外国の税務当局が課税するリスクは排除できない。このような課税は事前の通告なしに生じうるものであり、遡及的に課税される可能性もあり、その結果として本シリーズ・トラストの損失を招く可能性がある。

2.12 仲介会社に対する未払残高

本シリーズ・トラストは、先物契約を締結するに当たり、仲介会社に対し、約定価格の一定の割合と同等の現金またはその他の資産（当初証拠金）を差し入れることが要求される。変動証拠金と呼ばれる事後の支払いについては、原資産である証券の公正価値の日々の変動に従い、本シリーズ・トラストが毎日これを支払い、あるいは受け取る。

3. 受益証券の買戻

本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格は、本シリーズ・トラストの純資産価格（「純資産価格」は、全資産から、累積した報酬および費用を含む負債を差し引いて求めた金額である）を、本シリーズ・トラストの同時点における発行済受益証券口数で除することにより計算される。管理事務代行会社は、各取引日の業務終了において、本シリーズ・トラストの純資産価格を算出する。

AUDクラスユニットの当初購入価格は1口あたり100豪ドルであり、JPYクラスユニットの当初購入価格は1口あたり1,000円である。

各ユニットクラスにおける投資家1社あたりの最低購入口数は1口であり、その後1口単位で買い増しすることが可能である。全受益者は、購入申込書への記入を完了する必要がある。購入金額が1口未満の持分を含む場合、端数は切り捨てるものとする。管理会社は、その単独の裁量において、AUDクラスユニットに対する初回募集期間に対する申込金額の合計が100万豪ドルを下回る場合、またはJPYクラスユニットの場合において1億円を下回る場合、または管理会社がその単独の裁量において決定した金額を下回った場合、当該クラスユニットにつき受益証券を発行しないことを決定することが可能である。

受益証券に対する募集価格は、受託会社または受託会社が正式に指定した代理人に対して、当該募集日から2営業日を経過した日の午後2時（ロンドン時間）までに通知しなければならない。募集への申込を取り消すことはできない。

AUDクラスユニットに対する支払いは、豪ドルのみ可能である。JPYクラスユニットに対する支払いは、日本円のみ可能である。

オーストラリア・リート・ファンド

（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） のシリーズ・トラスト）

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

（豪ドルで表示）

3. 受益証券の買戻（続き）

2017年3月27日時点における、純資産価格、発行済受益証券口数、および1口あたり純資産価格は以下の通り：

ユニットクラス	純資産価格	発行済受益証券口数	受益証券1口 当たり純資産価格
AUDクラスユニット	\$ 9,707,161	102,210	\$ 94.9727
JPYクラスユニット	23,907,892	1,920,835	\$ 12.4466
	<u>\$ 33,615,053</u>	<u>2,023,045</u>	

本受益証券の機能通貨は豪ドルである。

2017年3月27日時点において、全発行済受益証券は受益者1社が保有しており、同受益者は純資産の持分100%を保有する。

受益者が保有する受益証券を移転する場合、受託会社による事前の書面による合意が必要であるが、受託会社はこの申請に対して合理的な理由なく保留したり遅延してはならない。受益証券の移転は、本シリーズ・トラストの受益者登録簿に記載されない限り効力を持たず、受託会社または受益者に対する拘束力を持たない。

受益者は、受託会社または受託会社が正式に指定した代理人に対し、受益者が保有する受益証券の全部または一部につき、買戻価格において適当な買戻日に買い戻すことを要請する買戻通知を提出することができる。買戻請求は、適用される通貨による金額または受益証券の口数を指定して提出することができる。上記の通告が、受益者登録簿に記載された受益者の保有するすべての受益証券についてでない場合、受託会社はその単独の裁量に基づき、管理会社が異なる決定を下さない限りにおいて、買戻の最小単位を1口とし、その上で1口ずつ増加できる形式に設定することができる。買戻請求を取り消すことはできない。満期償還日に先立って受益証券の買戻を行う場合、買い戻される個別の受益証券に対して買戻手数料は適用されない。

いずれのユニットクラスについても、受益証券の買戻に関して受益者に対して発生する未払金は現金で支払われるものとするが、受託会社が、管理会社との協議の上で、受益者の最善の利益に資すると判断する場合は、受託会社が保有する受益証券の提供による物納（または一部を物納）することも可能である。受託会社が買戻を実施すると決定する場合、買戻を行う受益者に対して同日に実施されるすべての分配は、同一の基準により実施される。さらに、受益者への未払金から為替両替の全費用を控除するという条件の下で、受益者は、自由に入手可能なその他の通貨による支払いをすることが可能であり、受益者はそのような支払いを申請することができる。かかる買戻による収入については、実際の分配までの期間において利息が発生しない。

オーストラリア・リート・ファンド

（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト）

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

（豪ドルで表示）

3. 受益証券の買戻（続き）

2017年3月27日に終了した期間において、発行された受益証券、再投資された受益証券、買い戻された受益証券、および発行済受益証券による収入は以下の通り：

ユニットクラス	2016年9月26日 時点 (運用開始日)	発行された 受益証券に よる収入	再投資された 受益証券に よる収入	買い戻された 受益証券に よる収入	2017年3月27日 時点
AUDクラスユニット	\$ -	\$ 10,098,878	\$ -	\$ (1,920)	\$ 10,096,958
JPYクラスユニット	-	29,891,053	-	(4,697,502)	25,193,551
合計	\$ -	\$ 39,989,931	\$ -	\$ (4,699,422)	\$ 35,290,509

2017年3月27日に終了した期間において、発行された受益証券の口数、再投資された受益証券の口数、買い戻された受益証券の口数、および発行済み受益証券の口数は以下の通り：

ユニットクラス	2016年9月26日 時点 (運用開始日)	発行された 解約可能受益 証券の口数	再投資された 解約可能受益 証券の口数	買い戻された 解約可能受益 証券の口数	2017年3月27日 時点
AUDクラスユニット	-	102,230	-	(20)	102,210
JPYクラスユニット	-	2,296,945	-	(376,110)	1,920,835
合計	-	2,399,175	-	(376,130)	2,023,045

受託会社は、時期および理由の如何を問わず、受益者に対し書面で最低5営業日以上 の事前通告をすることにより、その時点における1口当たり純資産価格から、受託会社が発生させた費用または当該受益者に対して貸し付けている金額を差し引いた額で、受益証券の全体または一部を買い戻すことができる。

1口当たり純資産価格の算定が中止されている場合においては、受益証券の発行および買戻、およびかかる取引に関する支払は停止される。受託会社はかかる業務停止が開始または解除となった場合、実務上可能なかぎり迅速に受益者に通知する。上記の業務停止期間においても、募集への申請および買戻通告は取り消すことができず、場合に従い、次の募集日または買戻日に処理される。

4. 重要な会計上の見積りおよび判断

運営者は、報告された資産および負債の額に影響を及ぼす、将来に関する見積りおよび判断を行う。見積りは継続的に評価され、過去のデータに加えて、当該状況の下で発生することが合理的だと考えられる将来的なイベントの予測を含むその他の要素に基づいて推定される。その結果である会計上の見積りは、その性質上、関連する実際の結果と一致することは稀である。本シリーズ・トラストは、適宜、店頭デリバティブをはじめとする活発な市場で取引されていない金融商品を保有する場合がある。これらの商品の公正価格については、各種の価値評価手段を用いて決定する。公正価値の決定に価値評価手段（例：モデル）が使用される場合、その内容の正確性は管理会社により確認され、定期的に検証される。

オーストラリア・リート・ファンド**（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト）**

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

（豪ドルで表示）

5.財務リスク管理**5.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター**

本シリーズ・トラストの投資ポートフォリオは、担保付スワップにより構成される。本シリーズ・トラストの投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。本シリーズ・トラストがエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスク、および流動性リスクである。財政状態計算書作成日の時点で保有する金融商品の特徴と残高、および本シリーズ・トラストが採用しているリスク管理関連ポリシーについて、以下に記載する。これらのリスク管理は、受託会社が承認した各種ポリシーに基づき、管理会社が担当する。

以下のリスクファクターに関する記述は、本シリーズ・トラストへの投資にかかわるリスクすべてを網羅した説明であることを意図したものではない。市場リスクは、損失および収益の両方の可能性を持ち、以下に記載する通貨リスク、金利リスク、および市場価格リスクを含む。

(A) 通貨リスク

本シリーズ・トラストが保有する、損益を公正価値で測定した金融資産、現金およびその他の資産と負債はすべて豪ドル建てであるため、管理会社は、本シリーズ・トラストにおいて通貨リスクへのエクスポージャーはほぼ存在せず、現行の為替レートの直接的な変動によるリスクを被らないと判断している。

本シリーズ・トラストが投資する担保付スワップ取引においては、間接的に本シリーズ・トラストの機能通貨以外の通貨建てで表示されるか、公表価格が表示される場合がある。このため、外国為替レートの変動により、本シリーズ・トラストのポートフォリオの価値に影響を及ぼす場合がある。

一般に、本シリーズ・トラストの機能通貨が他の通貨と比較して割高になった場合、本シリーズ・トラストの機能通貨に両替時においてかかる他の通貨の価値が低下するため、かかる他の通貨建ての証券の価値も低下する。反対に、本シリーズ・トラストの機能通貨が他の通貨と比較して割安になった場合、かかる他の通貨建ての証券は価値が上昇する。

オーストラリア・リート・ファンド

（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト）

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

（豪ドルで表示）

5.財務リスク管理（続き）

一般に「通貨リスク」と呼ばれるこのリスクは、本シリーズ・トラストの機能通貨の為替レートが上昇した場合、投資家へのリターンが減少し、機能通貨の為替レートが下落した場合、同リターンが上昇することを意味する。為替レートは短期間に大きく変動する可能性があり、その原因としては金利の変動、各国政府や中央銀行、あるいはIMFといった国際機関による介入（または介入の失敗）または通貨管理の実施またはその他の政治的状況の変化が含まれる。この結果、本シリーズ・トラストが投資する外国通貨建ての証券のリターンが減少する場合がある。本シリーズ・トラストが保有するポジションの一部は、通貨の価格変動の予測から利益を得ることを意図したものである。将来価格の予想は本質的に不確実なものであり、市場がポジションと逆方向に変化した場合に被る損失は、ヘッジされない。一般に、価格変動の絶対値を予測する試みは、相対的な価格変動を予測する試みと比較して、より投機的な意味合いが強いと考えられている。

様々な種類の外国通貨建ての取引を利用することにより、本シリーズ・トラストまたはそのユニットクラスは、そのパフォーマンスが特定の通貨（複数の場合も含む）の値動きにより一定の影響を受けるエクスポージャーを持つ。管理会社が有効な為替対策プログラムを実行することは保証できず、本シリーズ・トラストの機能通貨が、本シリーズ・トラストまたはユニットクラスが投資する商品で使用されるその他の通貨に対して割安となった場合、本シリーズ・トラストまたはユニットクラスは、為替業務に起因する損失を抱える可能性がある。さらに、本シリーズ・トラストまたはユニットクラスは、管理会社が指定した通貨戦略により取引費用を発生させる場合がある。

以下の表は、2017年3月27日時点における本シリーズ・トラストの通貨リスクに対するエクスポージャーの概要を示したものである。

2017年3月27日 時点	現金および現		その他の		純資産全体					
	金同等物	担保付スワップ	資産および	負債（純額）	純額	に対する割合				
日本円	JPY	\$	(6)	\$	23,874,113	\$	(316)	\$	23,873,791	71.0%
			(6)		23,874,113		(316)		23,873,791	71.0%
豪ドル	AUD		150		9,741,112		-		9,741,262	29.0%
		\$	144	\$	33,615,225	\$	(316)	\$	33,615,053	100.0%

オーストラリア・リート・ファンド**（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト）****未監査財務諸表に対する注記**

2017年3月27日

（豪ドルで表示）

5.財務リスク管理（続き）

以下の表は、2017年3月27日時点における、外国為替レートに対する本シリーズ・トラストが保有する資産および負債の感応度の概要を示したものである。以下の分析は、他のすべての変動要素が一定であると仮定した上で、対象となる外国通貨の対豪ドルレートが、表に示した割合（パーセント）上昇（下落）したという想定に基づく。この表は、運営者が過去のデータに基づくこれらのレートのボラティリティを考慮した上で、外国為替レートの合理的な変動範囲について最善の見積りを示したものである。

通貨	2017年における通貨 レートの合理的な変動範囲		本シリーズ・トラストの純 資産に対する影響	
JPY	+/-	4.56%	+/-	1,088,645

(B) 金利リスク

本シリーズ・トラストが保有する金融資産および金融負債の大部分は、利息を発生しない。本シリーズ・トラストが保有する有利子資産は、現金および満期が3カ月未満の現金同等物である。その結果、本シリーズ・トラストは、市場金利の現行水準の変動により重大なリスクを負わない。

(C) 市場価格リスク

価格リスクとは、本戦略に特定の要因によるか、当該市場で取引される全金融商品に影響を及ぼす要因によるかを問わず、市場価格の変動の結果として、投資の価値が変動するリスクを指す。

本シリーズ・トラストが保有する投資の価値は、包括的利益計算書において認識された公正価値の変動に基づく公正価値により算定されているため、市場環境におけるすべての変動は、純資産の合計および包括利益の合計に直接的な影響を及ぼす。

2017年3月27日において本戦略に含まれる資産価格が1%上昇した場合、純資産の合計額は33万6,152豪ドル上昇する。反対に、資産価格が1%下落した場合、純資産の合計額は25万3,766豪ドル減少する。

(D) 信用リスク

本シリーズ・トラストは、カウンターパーティが満期時において負債の全額を支払うことができないリスクである信用リスクに対するエクスポージャーを有する。減損引当金は、財政状態計算書の作成日までに発生した損失に対して割り当てられるものである。

信用リスクは、金融商品のカウンターパーティが、本シリーズ・トラストとの間で締結した義務または債務を履行しないリスクを指す。

オーストラリア・リート・ファンド**（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト）****未監査財務諸表に対する注記**

2017年3月27日

（豪ドルで表示）

5.財務リスク管理（続き）

本シリーズ・トラストは、個別のカウンターパーティへのエクスポージャーに基づいて集中リスクを決定する。本財政状態計算書の作成日において、すべての純資産は担保付スワップ・カウンターパーティにより保有されている。

担保付スワップ・カウンターパーティは受託会社に対し、受益者の利益のために担保を提供しており、担保付スワップ・カウンターパーティが担保付スワップ取引に基づく支払およびその他の義務の履行を怠った場合において、受託会社はかかる担保を利用することができる。ただし、かかる担保が、担保付スワップ取引に基づく担保付スワップ・カウンターパーティの支払義務を満たすのに充分な価値を持つことは保証されない。

担保の価値が事前に定められた担保カバー率を下回った場合、契約により担保付スワップ・カウンターパーティは追加の担保を提供しなければならない。2017年3月27日時点において、本シリーズ・トラストが保有する担保の価値は44,914,308豪ドル（34,200,000米ドル）である。

該当する場合、上場証券に関するすべての取引は、承認された仲介業者を利用して払込時における決済/支払が行われる。売却した証券の提供は、仲介業者が支払を受領するまで実行されないため、デフォルトリスクは最小限であると考えられる。購入に対する支払は、仲介業者が購入した証券を受領した後に実行される。当事者の一方が自らの義務を履行しなかった場合、取引は不成立となる。

信用リスクは、取引の相手先に信頼できる金融機関およびカウンターパーティを選ぶことにより軽減される。本シリーズ・トラストは、かかる相手先における信用状態および財務ポジションを継続的に監視することにより、このリスクを監視する。

2017年3月27日時点における、全金融資産を対象とする信用リスクへのエクスポージャーの上限は、財政状態計算書に記載された残高である。ただし、担保を請求した場合の正味実現可能価額を含まない。これらの資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。本シリーズ・トラストの証券取引における精算および預託業務は、主に保管銀行が担当するが、かかる保管銀行はフィッチ信用格付けでAプラスを得ている。

担保付スワップストラクチャード・スワップは、クレディ・スイス・インターナショナルとの間で締結した契約であり、ムーディーズの格付けによりA1の評価を得ている。

2017年3月27日時点において、すべての現金、現金同等物、および投資証券は、保管銀行により保管されている。

オーストラリア・リート・ファンド

（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト）

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

（豪ドルで表示）

5.財務リスク管理（続き）

（E）流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資を購入または売却することが困難な場合に生じる。本シリーズ・トラストによる非流動性証券への投資は、かかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンを減少させる可能性がある。本シリーズ・トラストの主要な投資戦略が、先進国以外の国における証券や、重大な市場リスクおよび/または信用リスクを抱える証券を含む限りにおいて、本シリーズ・トラストは、流動性リスクに関して最大のエクスポージャーを有する傾向がある。本シリーズ・トラストの保有する証券は、組織的市場において取引されておらず、流動性がない可能性がある。その結果、本シリーズ・トラストは、流動性要件を満たす目的で、かかる証券への投資を公正価格に近い価格で迅速に現金化できない可能性がある。

本シリーズ・トラストの約款は、受益証券を毎日解約できる条項を定めているため、買戻に必要な金額を満たすのに十分な証券の売却ができない場合は常に、受益者の買戻に応じる上での流動性リスクが生じる。解約可能受益証券は、受益者が保有する権利を行使することにより買い戻される。ただし、これらの商品の保有者は一般に中長期的に保有するため、受託会社はこの開示された契約上の満期が実際のキャッシュ・フローを反映するとは想定していない。

管理会社は、本シリーズ・トラストの流動性ポジションを継続的に監視する。金融負債の契約上の残余期間は、3カ月未満である。流動性リスクは、非流動性資産に対する投資の割合を純資産価値の15%未満に抑えることにより管理される。空売りされる証券の合計価格は、常に本シリーズ・トラストの純資産価格を下回るものとする。

以下の表は、財政状態計算書の日付における契約上の満期日を基準として、本シリーズ・トラストが保有する金融負債につき、残存年および残存期間に従って満期によりグループ化して分析したものである。本表に記載した額は、契約上の割引前キャッシュ・フローである。

2017年3月27日時点	1カ月未満		1～3カ月		合計
以下に対する債務：					
購入された証券	\$	34,284	\$	-	\$ 34,284
契約上のキャッシュアウトフロー	\$	34,284	\$	-	\$ 34,284

オーストラリア・リート・ファンド

（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト）

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

（豪ドルで表示）

5.財務リスク管理（続き）

以下の表は、本シリーズ・トラストが締結した担保付スワップ契約につき、本シリーズ・トラストの投資戦略に基づくキャッシュ・フローのタイミングを理解する上で欠くことができないと判断される契約上の満期についての決済純額を記載したものである。開示された担保付スワップに対する投資の未実現評価損の変動は、割引前キャッシュ・フローを表す。

	1年未満	合計
2017年3月27日時点 担保付スワップ	\$ 33,580,941	\$ 33,580,941

(F) リスク管理

本シリーズ・トラストの投資チームは、ポートフォリオに含まれるすべてのポジションおよびリスクの数値指標について定期的に報告業務を行う、特定のリスク管理システムおよび専門家の支援を受ける。潜在的な投資家は、フェイルセーフなリスク管理システムは存在せず、管理会社が採用したリスク管理フレームワーク（例：ストップウィン、ストップロス、シャープレシオ、ロスリミット、バリュアットリスク、あるいは現在知られているその他の方法または今後開発される方法）が、その目的を達成し、大規模な損失を防止またはその規模を限定することに成功するという保証はないことを理解する必要がある。将来の取引パターンや将来の金融市場において投資商品にどのような価格が付くかについてを正確に予測することを保証するリスク管理システムおよびテクニック、または価格モデルは存在しない。

(G) 資本リスク管理

本シリーズ・トラストの資本は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産である。本シリーズ・トラストは、受益者の裁量により毎日の募集および買戻が行われるため、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の金額は毎日大幅に変動しうるものである。資本管理における本シリーズ・トラストの目標は、受益者にリターンを提供し、その他の関係者に報酬を提供するため、および強固な資本ベースを維持することにより本シリーズ・トラストの投資活動の発展を支援するため、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を保護することである。資本構成を維持または修正するため、本シリーズ・トラストのポリシーは以下を実行する：

- 流動資産との比較における、毎日の募集および買戻の水準を監視し、本シリーズ・トラストが解約可能受益証券の受益者に支払う配分額を調整する。
- 本シリーズ・トラストの定款に従い、受益証券の買戻および新規発行を行う。

管理会社は、解約可能受益証券に帰属する純資産価値を基準として資本の変動を監視する。

オーストラリア・リート・ファンド**（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト）**

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

（豪ドルで表示）

5.財務リスク管理（続き）**5.2 本シリーズ・トラストのその他のリスク****(A) 保管リスク**

本シリーズ・トラストが保有するすべての証券につき、受託会社および管理会社のいずれもその管理権を持たない。保管会社は破綻する可能性があり、この場合、本シリーズ・トラストは、保管銀行が保有するファンドまたは証券の全体または一部を失う可能性がある。

(B) 免責リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管銀行、およびその他の関係者、およびそれらの代理人、代表者、オフィサー、社員、および関係者は、1口当たり純資産価値が低下するような特定の状況において、本シリーズ・トラストの資産に対する責任を免じられる権利を有する。

(C) 決済リスク

一部の海外市場における決済および精算手続きは、米国、欧州、および日本における場合と大きく異なる。海外市場における決済および精算手続き、および取引関連の規制は、米国内での投資の決済では通常発生しない特定のリスクを生じる可能性がある（証券に対する支払や証券の提供の遅延等）。場合によっては、一部の外国における決済において、取引された証券の口数が一致しない場合がある。これらの問題は、管理会社が本シリーズ・トラストの口座に対する取引を行うことを困難にする可能性がある。管理会社が原資産となる証券の購入につき決済できないか、決済が遅延した場合、有利な投資機会を取り逃がす可能性があり、本シリーズ・トラストの資産の一部が未投資となり、一定の期間においてリターンを獲得できない結果が生じうる。

管理会社が原資産となる証券の売却の決済ができないか、決済が遅延した場合、かかる証券の価値がその後下落すると本シリーズ・トラストに対して損失が発生しうる。また、管理会社がかかる証券を第三者に売却する契約を結んでいた場合、本シリーズ・トラストは発生したすべての損失に対して補償責任を負う可能性がある。

オーストリア・リート・ファンド

(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト)

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

(豪ドルで表示)

5.財務リスク管理(続き)**5.3 本シリーズ・トラストのその他のリスク(続き)****(D) カウンターパーティ・リスクおよび仲介リスク**

管理会社またはその権限を移譲された者が、本シリーズ・トラストの口座のために取引または投資を行う相手先である、銀行や証券会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政状態が悪化し、本シリーズ・トラストに関してそれぞれが抱える債務の履行が不可能になる可能性がある。このような債務不履行が発生した場合、本シリーズ・トラストは大きな損失を被る可能性がある。管理会社はさらに、特定の取引の安全性を高めるため、本シリーズ・トラストの口座のためにカウンターパーティに対して担保を提供する場合がある。

本シリーズ・トラストは、財政状態計算書において、いかなる金融資産または金融負債についても相殺を行っておらず、いかなるデリバティブ資産を保有していない。

(E) 利息の発生および分配

受益証券は、必ずしも利息を発生させるとは限らない。分配金は、受益証券に帰属する投資元本から、その全体または一部を支払うものとするが、発生した利息がゼロである場合もある。分配は、実質的に投資家に対する当初資本の返却またはキャピタル・ゲインを意味するため、分配額が提供可能な収益を超過する場合、超過額分だけ資本が毀損することになる。この可能性に基づき、資産価値の低下および分配を通じた投資家への資本返却により、本シリーズ・トラストへの投資価値が毀損される蓋然性に鑑み、資本保全を望む投資家は分配を実施しない場合がある。本シリーズ・トラストが収益を上げない場合、受益者が受益証券の買い戻しにより受け取る買戻価格は、受益者の当初の投資額を下回る可能性がある。

(F) 担保付スワップの利息は提供されない

本受益証券のリターンは、その他の要素もあるが、担保付スワップ取引のパフォーマンスに依存する。本受益証券への投資は、受益者に対し、担保付スワップ取引あるいは、かかる担保付スワップ取引におけるいかなる原資産に対しても直接的な持分を提供するものではなく、担保付スワップ・カウンターパーティや、かかる担保付スワップ取引に関連するいかなる原資産、あるいは担保付スワップ・カウンターパーティに対するいかなるサービス提供者の行動につき、これを管理するためのいかなる権利を与えるものではない。担保付スワップによる負債(その全体または一部であるかを問わず)を相殺するため、担保付スワップ・カウンターパーティまたは第三者は、担保付スワップに含まれる関連した戦略に含まれる原資産に対する(直接または間接の)持分を所有する場合があるが、かかる者は、かかる持分を保有し、またはその持分につき一定の規模を維持することを要求されない。

オーストラリア・リート・ファンド**（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト）****未監査財務諸表に対する注記**

2017年3月27日

（豪ドルで表示）

5.財務リスク管理（続き）**(G) 本シリーズ・トラストの早期終了**

本シリーズ・トラストの最終買戻日は2021年9月16日に予定されているが、強制買戻事象が発生した場合、かかる最終買戻日が前倒しで実施される。

5.3 公正価値測定およびヒエラルキーの設定

活発な市場で取引される金融資産および金融負債の公正価値は、期末日の終値における市場価格に基づく。本シリーズ・トラストはIFRS第13号「公正価値の測定」につき、2016年9月26日（運用開始日）から採用しており、金融資産および金融負債の両方に対し、公正価値測定のインプットにつき、市場における最終取引価格を使用している。市場価格を参照することが困難な投資またはその他の資産については、管理会社の助言に基づき受託会社が採用した手続きに従って、誠意に基づいて公正価値を測定するものとする。

活発な市場とは、当該資産または負債に対する取引が、継続的な価格情報を提供するのに十分な頻度および取引量で実行されている市場を指す。

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値については、各種の評価技法を用いて決定する。本シリーズ・トラストは、様々な方法を利用し、各期末における市場環境に基づく仮定を作成する。オプション、通貨スワップ、およびその他の店頭デリバティブなどの非標準的金融商品に対して採用される評価技法としては、類似する最近の一般的な取引条件の使用、実質的に同内容の他の金融商品への参照、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格モデル、およびその他の市場参加者に広く使用されている評価技法の活用が挙げられ、市場インプットを最大限使用し、事業体固有のインプットに対する依存が可能なかぎり少なくなるようにする。

活発な市場が存在しない金融商品については、本シリーズ・トラストは、業界において一般に標準的であると認識されている評価の技法およびテクニックに通常基づいている、社内で開発したモデルを使用する場合がある。これらのモデルに対するインプットの一部は、市場において観察できる情報ではないため、仮定に基づく見積りである。モデルによるアウトプットは、常に、確信を持って決定することができない見積りあるいは概算値であり、使用された評価技法は、本シリーズ・トラストが保有するポジションに関連するすべての要素を十分に反映したものでない場合がある。このため評価は、適当な場合において、モデルリスク、流動性リスクおよびカウンターパーティ・リスクを含む追加の要素を含むように修正される場合がある。

帳簿価額からその他の未収金および未払金の減損繰入額を差し引いた額が、おおよその公正価値だと想定される。

本シリーズ・トラストは、測定に使用されるインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを利用して、公正価値測定を分類する。

オーストラリア・リート・ファンド

（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト）

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

（豪ドルで表示）

5.財務リスク管理（続き）

この公正価値ヒエラルキーは、以下の3階層により構成される：

- レベル1のインプットは、同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格（未調整）につき、事業体が測定日においてアクセス可能な場合。
- レベル2のインプットは、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、直接的あるいは間接的に、当該資産または負債に対する観察が可能な場合。
- レベル3のインプットは、当該資産または負債に対する観察が不可能なインプットを指す。

公正価値測定がその全体として分類される公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、公正価値測定をその前提として捉えた場合に重要である最低レベルのインプットをベースとして決定されたものである。この目的のため、個別インプットの重要度は、全体としての公正価値測定と照らし合わせて評価される。特定の公正価値測定において、観察可能なインプットが使用できるものの、相当程度を観察不可能なインプットにより修正する必要がある場合でも、かかる測定はレベル3の測定となる。全体としての公正価値測定に対する、特定のインプットの重要性を評価するには、当該資産または負債に固有の要素を考慮した上での判断が要求される。

「観察可能」なインプットが何によって構成されるかについての決定も、管理会社による判断による部分が多い。管理会社の助言の下で、管理事務代行会社は、簡単に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性および正確性が高く、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データにつき観察可能なデータであるとみなす。

以下は、本シリーズ・トラストが売買目的に保有する金融資産の価値測定にあたり、2017年3月27日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である：

	（未調整） 同一商品の 活発な市場に おける公表価格 （レベル1）	重要度の高い その他の 観察可能な インプット （レベル2）	重要度の高い観察 不可能なインプッ ト （レベル3）	2017年3月27日時 点の公正価値
金融資産				
損益を公正価値で測定した				
金融資産	\$ -	\$ 33,615,225	\$ -	\$ 33,615,225
担保付スワップ	\$ -	\$ 33,615,225	\$ -	\$ 33,615,225

2017年3月27日までの期間において、上記3レベル間の移転は生じなかった。

活発な市場における公表価格に基づいて価値が測定され、従ってレベル1に分類される投資でありには、上場株式が含まれる。本シリーズは、これらの金融商品につき公表価格を調整しない。2017年3月27日時点で、本シリーズ・トラストはレベル1に分類される証券を保有していない。

オーストラリア・リート・ファンド

（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト）

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

（豪ドルで表示）

5.財務リスク管理（続き）

活発とは見なされない市場で取引される金融商品ではあるが、市場の公表価格や、仲買業者による値付け、または観察可能なインプットを参考にした代替的な価格設定者による価格付けより測定された商品については、レベル2に分類される。店頭デリバティブは、このカテゴリーに含まれる。レベル2の金融商品には、活発な市場で取引されておらず/または移転に制限があるポジションが含まれるため、評価は一般に入手可能な市場情報に基づいて、非流動性および/または非移転性を反映して調整する場合がある。担保付スワップの評価は、提供文書に記載された評価モデルに従って計算される。評価モデルのインプットについては、注記2.2（D）を参照。

レベル3に分類される投資は、取引が頻繁ではないため、観察不可能な重大なインプットを含む。2017年3月27日時点で、本シリーズ・トラストはレベル3に分類される証券を保有していない。

公正価値で測定された損益に基づかない金融資産および金融負債

2017年3月27日時点において、現金および現金同等物はレベル1に分類される。2017年3月27日時点において、公正価値で測定された損益に基づかないが、公正価値に近似した価値を持つその他のすべての金融資産および金融負債は、レベル2に分類される。金融資産および金融負債の内訳については、財政状態計算書を参照し、それらに対する評価技法については、同注記2を参照のこと。

6.担保付スワップ

本シリーズ・トラストは、担保付スワップに投資するものであり、後者の価値は、本シリーズ・トラストの口座に対する戦略のパフォーマンスに連動するものである。価値の増減は、未実現の損益として計上される。本シリーズ・トラストは、満期日において、対象となる証券の価値に基づき、カウンターパーティからの支払を受領し、実現した損益を計上する。ストラクチャード商品は、注記5に記載した様々なリスクを抱える。

AUDクラスユニット - 2017年3月27日時点の担保付スワップ残高：（純資産全体の28.9%）

戦略	満期日	カウンターパーティ	時価	未実現の増加
オーストラリアREIT インデックス戦略	2017年9月10日	クレディ・スイス・ インターナショナル	\$ 9,741,112	\$ 9,706,828

JPYクラスユニット - 2017年3月27日時点の担保付スワップ残高：（純資産全体の71.0%）

戦略	満期日	カウンターパーティ	時価	未実現の増加
オーストラリアREIT インデックス戦略	2017年9月10日	クレディ・スイス・ インターナショナル	\$ 23,874,113	\$ 23,874,113

オーストラリア・リート・ファンド

（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） のシリーズ・トラスト）

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

（豪ドルで表示）

7.担保付スワップおよび報酬収入に係る投資の純損

担保付スワップへの投資に係る純損は、以下により構成される：

2017年3月27日

損益を公正価値で測定した金融資産の実現純損	\$ (35,104,843)
	\$ (35,104,843)
公正価値で損益を測定した金融資産に対する未実現利益の純増（減）	\$ 33,580,941
公正価値で損益を測定した金融資産に対する未実現純増の増減	\$ 33,580,941

すべての買戻日における担保付スワップの受益証券の買戻について、受託会社は、本シリーズ・トラストが買い戻した受益証券の口数に応じて想定元本を減少させることに合意すると共に、担保付スワップ・カウンターパーティは、受託会社により、かかる取引の想定元本を上記に応じて減少させる権限が与えられる。

本シリーズ・トラストにおいて買い戻された各受益証券につき、1口あたりの買戻額は以下の数式により計算される：

$$（1口当たり想定元本） \times （戦略ユニットレベル）$$

ただし以下の定義に従う：

「1口当たり想定元本」とは、発行日以降の各暦日に計算される想定元本の額を意味する。

「戦略ユニットレベル」とは、各取引日において計算代理人によって計算される数を意味する。

1口あたりの買戻額は、かかる取引日の時点において計算代理人が計算し、かかる取引日後において実務上合理的に可能なかぎり迅速に、受託会社に提供する。

受取手数料

受取手数料は、販売報酬、設立費用、代行協会員報酬、運営コスト報酬で構成され、その金額の内訳は以下のとおりである。

	2017年3月27日
販売報酬	\$ 134,027,005
運営コスト報酬	78,629,173
代行協会員報酬	1,787,026
設立費用	22,380
受取手数料合計	\$ 214,465,584

オーストラリア・リート・ファンド**（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト）****未監査財務諸表に対する注記**

2017年3月27日

（豪ドルで表示）

8. 報酬、費用、および関連当事者間取引**8.1 報酬および費用****(A) 管理事務代行報酬**

管理事務代行会社は、純資産の0.03%を1年当たりの報酬として受け取るが、年間最低額は月額3,333米ドルの12カ月分とする。管理事務代行会社が2017年3月27日に終了した期間に獲得した報酬および、2017年3月27日時点で管理事務代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態掲載書に記載されている。

(B) 保管報酬

保管銀行は、保管関連業務への対価として、かかる資産の市場デモグラフィックスに基づき、資産に基づく報酬および取引手数料を受け取り、この支払いは運営コスト報酬から報酬代行会社が支払うものとする。保管銀行はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、運営コスト報酬から払い戻しを受ける権利を有する。

8.2 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。受託会社、報酬代行会社、管理会社、販売会社、担保付スワップのカウンターパーティ、代行協会員会社、および管理会社代行サービス会社は、すべて本サービス・トラストの関連当事者である。

通常の業務に含まれる取引を除き、関連当事者間のその他の取引は行われなかった。

(A) 受託会社報酬

受託会社に対しては、年当たり10,000米ドルの固定報酬が前払いで支払われるものとし、この支払いは運営コスト報酬から報酬代行会社が支払うものとする。本シリーズ・トラストの代理として発生した、すべての適切な自己負担経費および支出についても、受託会社に対して運営コスト報酬から払い戻される。

オーストラリア・リート・ファンド

(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト)

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

(豪ドルで表示)

8. 報酬、費用、および関連当事者間取引(続き)**(B) 報酬代行会社報酬**

受託会社は、報酬代行会社との間で報酬代行業者指定契約を締結しており、同契約により、報酬代行会社は、本シリーズ・トラストの口座のために、本シリーズ・トラストの特定の継続的な運営経費および費用(以下「通常経費」という)を支払った。この通常経費には、設立費用、管理会社報酬、管理費、保管報酬、監査報酬、および、報酬代行会社による合理的な判断に基づき通常経費に含まれると判断された以下の経費および費用が含まれる:

- (i) 監査報酬および費用に含まれていない監査経費。
- (ii) 本シリーズ・トラストまたは本トラストの名義において、政府機関および省庁に支払うべき年間費用。および、
- (iii) 保険料(該当する場合)。

疑義のないように記すと、報酬代行会社は、担保付スワップに関連するあらゆる報酬、証券取引に関連するあらゆる仲介手数料、証券の購入または売却に伴うあらゆる税金、法律または報酬関連費用、投資家向けサービスおよび受益者との会合、受益者による承認、財務報告およびその他の報告業務、代理人に関する連絡通信費用、目論見書の提供および本付属書類22およびその他の類似する提供文書に関連する費用、およびかかる文書の作成、印刷、翻訳および提供に関する費用、およびその他の、通常は発生しない臨時の経費および費用につき、これらの支払に対する責任を負わない。

受託会社は、報酬代行会社に対し、報酬代行会社選任契約における条件(すべての合理的かつ適切な理由により発生した法的、専門的、およびその他の費用を含む)に基づく義務および機能の実行および非実行を理由として、報酬代行会社に対して提起されたか、報酬代行会社が生じさせた、すべての訴訟、手続き、請求、コスト、要求、および費用につき、本シリーズ・トラストの保有する資産に対して免責することに合意した。ただし、かかる訴訟、手続き、請求、コスト、要求、または費用が、報酬代行会社による重大な過失、悪意、詐欺、または故意の過失により発生したものである場合はこの限りではない。

オーストラリア・リート・ファンド**（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト）****未監査財務諸表に対する注記**

2017年3月27日

（豪ドルで表示）

8. 報酬、費用、および関連当事者間取引（続き）

報酬代行会社は、年当たり純資産価値の0.41%の報酬および、年当たり純資産価値の0.03%の報酬（ただし最低でも月額3,333米ドル）の報酬（両者を併せて「運営コスト報酬」という）を受け取るものとし、各評価日までに蓄積され、同日に計算するものとする。運営コスト報酬は、受託会社を代表して管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。

(C) 管理会社報酬

管理会社は、運営コスト報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを運用報酬として受け取るものとし、月割りの後払いで支払われる。

(D) 販売報酬

管理会社は、受益証券分配および買戻契約（以下、「分配および買戻契約」に基づき、大和証券株式会社ドを受益証券の販売会社（以下、「販売会社」という）に任命した。販売会社は、年当たり報酬として、各ユニットクラスにつき各評価日までに蓄積し、同日に算定された純資産価格の0.75%に、各ユニットクラスの受益証券の総発行口数を販売会社の持ち数数で除した数に掛け合わせた額を受け取るものとし、月割りの後払いで支払われる。販売報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。

(E) 代行協会員会社報酬

代行協会員会社は、各評価日までに蓄積し、同日に算定された純資産価格の0.01%を年当たりの報酬として受け取るものとし、月割りの後払いで支払われる。代行協会員会社報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。

(F) 管理会社代行サービス会社報酬

管理会社代行サービス会社は、各評価日時点で発生および計算され、年間で純資産総額の0.25%を報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで毎月支払われる。管理会社代行サービス会社報酬は、運営コスト報酬から報酬代行会社によって支払われる。

9. 借入およびレバレッジ関連ポリシー

本シリーズ・トラストは、短期キャッシュ・フローを円滑化する必要がある場合、純資産価格の最大10%までを借り入れることが可能である。2016年9月26日（運用開始日）から2017年3月27日までの期間において、本シリーズ・トラストは借入を行わなかった。

オーストラリア・リート・ファンド**（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） のシリーズ・トラスト）**

未監査財務諸表に対する注記

2017年3月27日

（豪ドルで表示）

10. 後発事象

受託会社は2017年6月9日までの、後発事象および取引を評価した。2017年3月28日から2017年6月9日までの期間に153,589豪ドルの受益証券の購入と、3,439,572豪ドルの受益証券の買戻しがあった。その他に本財務諸表の修正を要する事象、または本財務諸表において開示が必要な事象は発生していない。

（２）【投資有価証券明細表等】

ファンドの投資有価証券明細表等については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載したファンドの未監査投資有価証券明細表をご参照ください。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

管理会社の払込済み資本金の額は、2017年４月末日現在735,000米ドル（約8,180万円）です。

（注）米ドルの円換算額は、2017年４月28日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝111.29円）によります。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2017年４月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	公募	4	60,999,669.60米ドル
			30,281,620.80豪ドル
			3,274,279,780円
	私募	36	841,259,523,572円

（３）【その他】

本書提出前６か月以内において訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の直近2事業年度（2014年1月1日から2014年12月31日までおよび2015年1月1日から2015年12月31日まで）の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2017年4月28日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝111.29円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（ケイマン諸島に設立された有限会社）株主への独立監査人の報告書

当監査法人は、3ページから19ページに記載するクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という。）の2015年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日に終了した事業年度の包括利益計算書、所有者持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書から構成される財務諸表、重要な会計方針の概要およびその他の説明情報について監査を行った。

財務諸表に対する取締役の責任

会社の取締役は、財務諸表を国際会計基準審議会発行の国際財務報告基準に準拠して正確かつ公正に表示されるよう作成すること、および、取締役が必要と判断する内部統制によって、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず重要な虚偽記載のない財務諸表の作成が可能であることに責任を有している。

監査人の責任

当監査法人の責任は、監査に基づきこれらの財務諸表に関する意見を表明することにある。本報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

当監査法人は、国際監査基準に従い監査を実施した。当該基準は、当監査法人が倫理規定に準拠し、財務諸表に重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得るために監査を計画し実施することを求めている。

監査には、財務諸表の金額および開示について監査の裏付けとなる証拠を得るための手続きの実施が含まれている。当該手続きは当監査法人の判断により選択され、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載に関するリスクの評価が含まれる。これらのリスク評価を行うに当たり、当監査法人は状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、正確かつ公正に表示される会社の財務諸表の作成に関する内部統制を検討するが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査には、採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性を評価すること、ならびに全体としての財務諸表の表示を評価することが含まれている。

当監査法人は、監査意見表明のための基礎を提供するために十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得たと確信している。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（ケイマン諸島に設立された有限会社）株主への独立監査人の報告書（続き）

意見

当監査法人の意見では、財務諸表は、2015年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際財務報告基準に準拠した正確かつ公正な表示を行っている。

公認会計士
香港、セントラル
チャーター・ロード10
プリンスビルディング8階
(8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong)
2016年6月24日

[次へ](#)

Independent auditor's report to the shareholders of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

We have audited the financial statements of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") set out on pages 3 to 19, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2015, the statement of comprehensive income, the statement of changes in equity and the cash flow statement for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Directors' responsibility for the financial statements

The directors of the Company are responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with International Financial Reporting Standards issued by the International Accounting Standards Board and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. This report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the directors, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Independent auditor's report to the shareholders of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2015 and of the Company's financial performance and cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong
24 JUN 2016

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（ケイマン諸島に設立された有限会社）株主への独立監査人の報告書

当監査法人は、3ページから18ページに記載するクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という。）の2014年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日に終了した事業年度の包括利益計算書、所有者持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書から構成される財務諸表、重要な会計方針の概要およびその他の説明情報について監査を行った。

財務諸表に対する取締役の責任

会社の取締役は、財務諸表を国際会計基準審議会発行の国際財務報告基準に準拠して正確かつ公正に表示されるよう作成すること、および、取締役が必要と判断する内部統制によって、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず重要な虚偽記載のない財務諸表の作成が可能であることに責任を有している。

監査人の責任

当監査法人の責任は、監査に基づきこれらの財務諸表に関する意見を表明することにある。本報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

当監査法人は、国際監査基準に従い監査を実施した。当該基準は、当監査法人が倫理規定に準拠し、財務諸表に重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得るために監査を計画し実施することを求めている。

監査には、財務諸表の金額および開示について監査の裏付けとなる証拠を得るための手続きの実施が含まれている。当該手続きは当監査法人の判断により選択され、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載に関するリスクの評価が含まれる。これらのリスク評価を行うに当たり、当監査法人は状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、正確かつ公正に表示される会社の財務諸表の作成に関する内部統制を検討するが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査には、採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性を評価すること、ならびに全体としての財務諸表の表示を評価することが含まれている。

当監査法人は、監査意見表明のための基礎を提供するために十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得たと確信している。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（ケイマン諸島に設立された有限会社）株主への独立監査人の報告書（続き）

意見

当監査法人の意見では、財務諸表は、2014年12月31日現在の会社の状況ならびに同日に終了した事業年度の収益およびキャッシュ・フローについて、国際財務報告基準に準拠した正確かつ公正な表示を行っている。

公認会計士
香港、セントラル
チャーター・ロード10
プリンスビルディング8階
(8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong)

[次へ](#)

Independent auditor's report to the shareholders of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

We have audited the financial statements of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") set out on pages 3 to 18, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2014, the statement of comprehensive income, the statement of changes in equity and the cash flow statement for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Directors' responsibility for the financial statements

The directors of the Company are responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with International Financial Reporting Standards issued by the International Accounting Standards Board and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. This report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the directors, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Independent auditor's report to the shareholders of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the state of affairs of the Company as at 31 December 2014 and of the Company's profit and cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(1) 【資産及び負債の状況】

包括利益計算書

2015年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

	注 記	2015年度		2014年度	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益	4	180,000	20,032	115,000	12,798
その他収益	5	4,863	541	5,187	577
その他営業費用		(85,045)	(9,465)	(47,390)	(5,274)
営業利益		99,818	11,109	72,797	8,102
財務費用		-	-	-	-
税引前利益	7	99,818	11,109	72,797	8,102
法人税等	8	-	-	-	-
当期純利益および包括利益		99,818	11,109	72,797	8,102

財政状態計算書 2015年12月31日現在

(米ドルで表示)

	注記	2015年度		2014年度	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
流動資産					
現金および現金同等物	10	864,912	96,256	834,064	92,823
関連会社に対する債権	11	180,000	20,032	120,000	13,355
預金その他の資産		90,548	10,077	80,245	8,930
直接持株会社に対する債権	12	1,000	111	1,000	111
流動資産合計		1,136,460	126,477	1,035,309	115,220
流動負債					
その他負債		3,145	350	1,812	202
流動負債合計		3,145	350	1,812	202
純資産		1,133,315	126,127	1,033,497	115,018
資本金および準備金					
株主資本	13	735,000	81,798	735,000	81,798
利益剰余金		398,315	44,328	298,497	33,220
		1,133,315	126,127	1,033,497	115,018

2016年6月27日、取締役会により発行の承認および許可を受けた。

取締役 チャールズ・ファース

株主資本等変動計算書

2015年12月31日終了事業年度

（米ドルで表示）

	株主資本		利益剰余金		合計	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
2014年1月1日現在	735,000	81,798	225,700	25,118	960,700	106,916
当期包括利益	-	-	72,797	8,102	72,797	8,102
2014年12月31日および 2015年1月1日現在	735,000	81,798	298,497	33,220	1,033,497	115,018
当期包括利益	-	-	99,818	11,109	99,818	11,109
2015年12月31日現在	735,000	81,798	398,315	44,328	1,133,315	126,127

キャッシュ・フロー計算書

2015年12月31日終了事業年度

(米ドルで表示)

	注記	2015年度		2014年度	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業活動					
税引前利益		99,818	11,109	72,797	8,102
調整：					
- 受取利息		<u>(4,863)</u>	<u>(541)</u>	<u>(5,187)</u>	<u>(577)</u>
運転資金変動前営業利益		94,955	10,568	67,610	7,524
関連会社に対する債権の増加		(60,000)	(6,677)	(25,000)	(2,782)
預金その他の資産の増加		(10,303)	(1,147)	(80,245)	(8,930)
その他負債の（減少）		1,333	148	(3,298)	(367)
直接持株会社に対する債務の減少		<u>-</u>	<u>-</u>	<u>(6,827)</u>	<u>(760)</u>
営業活動に（使用した）／より生じた現金		<u>25,985</u>	<u>2,892</u>	<u>(47,760)</u>	<u>(5,315)</u>
投資活動					
受取利息		<u>4,863</u>	<u>541</u>	<u>5,187</u>	<u>577</u>
投資活動により生じた現金		<u>4,863</u>	<u>541</u>	<u>5,187</u>	<u>577</u>
現金および現金同等物の純増（減）額		30,848	3,433	(42,573)	(4,738)
現金および現金同等物の1月1日現在残高		<u>834,064</u>	<u>92,823</u>	<u>876,637</u>	<u>97,561</u>
現金および現金同等物の12月31日現在残高	10	<u>864,912</u>	<u>96,256</u>	<u>834,064</u>	<u>92,823</u>

財務諸表に対する注記

(別段の表記のない限り米ドルで表示)

1 主たる事業および登録事業所

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「当社」という。)は、ケイマン諸島に設立された有限会社である。当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラストの管理事務代行および資産の管理である。当社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービシズ・リミテッド内(c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)に所在する。

2 重要な会計方針

(a) 準拠表明

本財務諸表は、該当するすべての国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成されている。IFRSは、該当する個々の財務報告基準、国際会計基準(以下、「IAS」という。)および国際会計基準審議会(以下、「IASB」という。)が発行する解釈指針等すべての総称である。当社が採用した重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

(b) 財務諸表作成基準

本財務諸表は、取得原価基準を測定基準として作成されている。

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

2 重要な会計方針(続き)

(c) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産・負債は報告会計期間末の実勢為替レートで米ドルに換算される。為替差損益は、損益計算書に認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性資産・負債は公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算される。再換算により生じる為替差損益は、損益計算書に認識される。

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行預け金および銀行の手許現金であり、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定の金額に換金することが可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりリスクしか負わず、取得時の満期が3ヵ月以内のものをいう。

(e) 売掛金

売掛金は、まず時価で計上し、その後、償却費用から減損(貸倒引当金)を差し引いて記載する(注記2(g)を参照)。ただし、未収金に関連当事者に対する特定返済条件のない無利子融資である場合や、その割引の影響が微小である場合はこの限りでない。これらに該当する場合、未収金は回収不能金または貸倒金として計上する。

(f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社が過去の事象の結果としての法的または推定的債務を有しており、債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつその金額について信頼できる見積りができる場合に、不確定時期または金額の負債に対して認識される。金額の時間的価値が重要な場合、引当金は債務を決済するために予想される支出の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低く、金額の見積もりに信頼性がない場合、経済的便益の流出の可能性が微小でない限り、債務は偶発債務として開示する。1ないし複数の将来事象の発生または未発生によってのみその存在を確認できる潜在的な債務についても、経済的便益の流出の可能性が微小でない限り、債務は偶発債務として開示する。

2 重要な会計方針（続き）

(g) 減損

当社の資産の簿価は、各報告期間末に見直しを行い、減損を行うべき客観的根拠の有無を判定する。このような根拠がある場合には、各報告期間末において、この資産の回収可能額の見積もりを行う。資産の簿価が回収可能額を上回る場合には、必ず減損損失を計上する。減損損失は利益または損失として計上する。

(h) 収益の認識

投資管理サービスを提供し、当社に経済的便益が流入する可能性が高く、適宜収益および費用を信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に管理報酬が認識される。

(i) 費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

(j) 関連当事者

本財務諸表では、当事者が以下のいずれかに該当する場合に当社の関連当事者とみなしている。

(a) 個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合当社の関連当事者である。

- () 当社を支配している、または共同支配している。
- () 当社に重要な影響を与える。
- () 当社または当社親会社経営幹部の一員である。

(b) 企業は、以下の条件のいずれかに該当する場合、当社の関連当事者である。

- () その企業と当社は同じグループの傘下にある（すなわち、それぞれの親会社、子会社、兄弟会社は関連している）。
- () その企業と他方の企業が関連会社であるか、合併会社である（その企業の関連会社または合併会社の属する企業グループに他方の企業が属している）。
- () 両企業が、同一の第三者企業の合併会社である。
- () ある企業がある第三者企業の合併会社であり、他方の企業が当該第三者企業の関連会社である。
- () ある企業は、当社または当社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
- () ある企業が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
- () (a)()に規定する個人が、ある企業に重要な影響を与えているか、その企業（またはその親会社）の経営幹部の一員である。

個人の家族の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与える、または当該個人の影響を受けると予想される親族の一員をいう。

3 会計方針の変更

国際会計基準審議会（IASB）は、当会計期間より発効する国際財務報告基準（IFRS）の複数の改訂基準を公表している。このうち当社の財務諸表に関連するのは、以下の改訂である。

- IAS第19号（改訂）、従業員給付：確定給付制度：従業員拠出
- IFRSの年次改善2010-2012年サイクル
- IFRSの年次改善2011-2013年サイクル

当社は、新しい会計基準または解釈指針のうち未だ発効していないものは当会計期間に適用していない。IFRS改訂による影響は以下に記載しているとおりである。

IAS第19号（改訂）、従業員給付：確定給付制度：従業員拠出

本改訂では、確定給付制度における従業員または第三者からの一定の拠出に対する会計処理の複雑性を軽減する救済措置が導入された。拠出金が、本改訂によって規定される現実的措置として適格である場合、企業は拠出金を確定給付債務の計算に含める代わりに、関連サービスが提供された期間におけるサービスコストの減額として認識することができる。当社は確定給付制度を実施しておらず、本改訂による本財務諸表への影響はない。

IFRSの年次改善2010-2012年サイクルおよび2011-2013サイクル

これら2つの年次改善サイクルには、その他基準書に結果的に改訂をもたらす9つの基準書への改訂が含まれている。そのうちIAS第24号「関係当事者についての開示」では、報告企業に経営幹部のサービスを提供する管理企業を「関係当事者」に含むようその定義を拡大し、管理企業によって提供される経営幹部のサービスに関連して発生する費用開示を義務付けるよう改定された。当社は管理企業から経営幹部のサービスを受けておらず、本改訂による当社の関係当事者についての開示への影響はない。

4 収益

当社の主たる事業は、トラストの設立ならびにトラストの管理事務代行および資産の管理である。

収益は、以下に示す関連会社から得た投資管理報酬である。

	2015年度	2014年度
関連会社から得た投資管理報酬	\$ 180,000	\$ 115,000
	=====	=====

5 その他収益

	2015年度	2014年度
受取利息	\$ 4,863 =====	\$ 5,187 =====

6 役員報酬

	2015年度	2014年度
手数料	\$ 80,245	\$ 41,024
その他の報酬	-	-
	<u>80,245</u>	<u>41,024</u>

7 税引前利益

税引前利益算出にあたって下記項目を控除する。

	2015年度	2014年度
監査人報酬	\$ 3,145	\$ 3,138
管理費	<u>1,655</u>	<u>3,228</u>
	<u>4,800</u>	<u>6,366</u>

上記の支出はいずれも直接持株会社に対して支払われ、直接持株会社は当社のためにこれを決済する。

8 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、当社は、ケイマン諸島総督より、2020年1月18日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に法人税等は計上されていない。

9 非連結のストラクチャード・エンティティ

当社がスポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティ

当社は、ストラクチャード・エンティティの名称もしくはストラクチャード・エンティティの発行する商品に当社名が含まれている場合、または当社がストラクチャード・エンティティと関連性がある、もしくは当社がストラクチャード・エンティティの設計や組成に関与し、ストラクチャード・エンティティとの関与を有していると市場で一般的に認識されている場合に、当社を当該ストラクチャード・エンティティのスポンサーとみなす。当社がスポンサーとなっているものの持分を保有していない非連結のストラクチャード・エンティティについて、報告期間中に、当社はこれらの事業体から投資管理報酬を受け取っておらず、またこれらの事業体に譲渡された資産はない。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーとなっているが、管理費用は受け取っておらず、2015年12月31日現在当社は持分を保有していない。

- HOLT®ジャパン・インカム・プラス・ストラテジー・ファンド（適格機関投資家限定）
- HOLT®ジャパン・大型／中型株インカム・プラス・ストラテジー・ファンド（適格機関投資家限定）

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーであり、年間固定管理費用として5,000米ドルを受け取っているが、2015年12月31日現在当社は持分を保有していない。

- RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンド（償還時豪ドル建て元本確保型）
- RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンドII（償還時豪ドル建て元本確保型）
- RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンドIII（償還時豪ドル建て元本確保型）
- グローバル・フューチャーズ・セレクション・ファンド（償還時豪ドル建て元本確保型）
- アジア・エクイティ・インカムプラス・ストラテジー・ファンド（適格機関投資家限定）
- グローバル・リート α・ファンド（適格機関投資家限定）
- 豪州高配当株・ツインαファンド（適格機関投資家限定）
- USリート・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）
- ダイワ・オーストラリア高配当株α・ファンド（適格機関投資家限定）
- ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）
- プリンシパル／CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）

9 非連結のストラクチャード・エンティティ(続き)

当社がスポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティ(続き)

- CSグローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
- 米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
- USスモール・キャップ・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
- J-REITファンド(適格機関投資家限定)
- USプリファードREITインカム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ユーロ・ストック・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
- NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ダイワUKハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)
- AMPオーストラリア・インカム・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
- ブラジル株式アルファ・ファンド(適格機関投資家限定)
- ダイワ・ブラジリアン・リアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
- US・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド(適格機関投資家限定)
- ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)
- OAM 米国優先リート・ファンド(適格機関投資家限定)
- AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)
- J-REITファンド(適格機関投資家限定)
- 新生・欧州債券ファンド(適格機関投資家限定)
- ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クアトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
- US REITファンド(適格機関投資家限定)
- レバレッジ型ブル・ベア・ファンド(適格機関投資家限定)

9 非連結のストラクチャード・エンティティ(続き)

当社がスポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティ(続き)

- 新生ワールド・ラップ・ファンド・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)
- 新生ワールド・ラップ・ファンド・グロース・タイプ(適格機関投資家限定)
- USリート・トリプル・エンジン・プラス(適格機関投資家限定)
- 新生ワールド・ラップ・ファンド・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)
- 新生ワールド・ラップ・ファンド・グロース・タイプ(適格機関投資家限定)
- レバレッジ型ブル/ベア・ファンド(適格機関投資家限定)

9 非連結のストラクチャード・エンティティ(続き)

当社がスポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティ(続き)

当社はこれまで、契約により提供が義務付けられていなかった財政支援またはその他の支援を連結のストラクチャード・エンティティに提供していない。

当社は現在のところ、契約により提供が義務付けられていない財政支援またはその他の支援を非連結のストラクチャード・エンティティに提供するつもりはない。

10 現金および現金同等物

現金および現金同等物の内訳：

	2015年度	2014年度
利付銀行預け金	\$ 864,912	\$ 834,064
	=====	=====

11 関連会社に対する債権

関連会社に対する債権は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

12 直接持株会社に対する債権

直接持株会社に対する債権は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

13 株主資本

(a) 授権株式および発行済株式

	2015年度		2014年度	
	株数	金額	株数	金額
授権株式：				
1株当たり1ドルの普通株式	1,000,000	\$1,000,000	1,000,000	\$1,000,000
	=====	=====	=====	=====
発行済全額払込済株式：				
1月1日および12月31日現在	735,000	\$735,000	735,000	\$735,000
	=====	=====	=====	=====

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、当社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残余財産に関して同等順位である。

(b) 資本管理

当社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、当社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。当社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達および余剰資本の分配に関する当社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。当社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

当社の資本構成は定期的に見直しが行われ、当社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、当社に対する取締役の信任義務に反しない限り、当社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において当社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

14 財務リスク管理および公正価値

当社には、通常の業務の過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスクおよび外国為替リスクに対するエクスポージャーが生じる。当社はこれらのリスクを以下に記載する当社の財務管理の方針および慣行により管理している。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主にグループ企業に対する債権および銀行預け金に起因するものである。信用リスクは、金融商品の一方当事者が債務を履行しないことにより他方当事者に財務上の損失を生じさせるリスクとして定義されている。経営陣は信用リスクが確実に最低限に維持されるよう、定期的にリスクを監視している。信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の各金融資産の帳簿価額から減損引当金を控除した額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社は契約債務および合理的に予測可能な債務を期限到来時に履行するため、定期的に流動性の要件を監視することを方針としている。

2015年および2014年12月31日現在、当社のすべての債務および未払金を含めて、当社の金融負債はすべて要求払いまたは無日付であり、3ヵ月以内に決済される予定である。

(c) 金利リスク

当社は現金および預け金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2015年および2014年12月31日現在、認識された資産または負債の帳簿価額に係わる金利の変動による直接的で重大な影響はない。

(d) 為替リスク

当社は、主に香港ドル（以下、「HKD」という。）建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクにさらされている。

HKDは米ドル（以下、「USD」という。）に固定されているため、当社はUSDとHKD間の為替レートの変動リスクは重要ではないと考えている。

(e) 公正価値

原価または償却原価で計上された当社の金融商品の簿価は、2015年12月31日現在の公正価値と大きな相違はない。

15 重要な関連当事者間取引

本財務諸表の他の項目に開示されている場合を除き、当社は重要な関連当事者間取引を締結していない。

16 親会社および最終的な持株会社

2015年12月31日現在、当社の直接の親会社は香港で設立されたクレディ・スイス（ホンコン）リミテッドであり、当社の最終的な支配当事者はスイスで設立されたクレディ・スイス・グループ・アーゲーである。クレディ・スイス・グループ・アーゲーは、一般向けの財務諸表を作成している。

17 修正を要しない後発事象

報告期間後に当社がスポンサーとなった、または終了した非連結のストラクチャード・エンティティは以下の表に示したとおりである。

非連結のストラクチャード・エンティティ名称	2015年に スポンサーとなった、 または終了した		発効日
RPMマネージド・フューチャー連動ファンド （償還時豪ドル建て元本確保型）	終了		2016年3月22日
RPMマネージド・フューチャー連動ファンドII （償還時豪ドル建て元本確保型）	終了		2016年3月22日
RPMマネージド・フューチャー連動ファンドIII （償還時豪ドル建て元本確保型）	終了		2016年3月22日

18 公表後、2015年12月31日に終了した事業年度には未だ発効していない改訂基準、新基準および解釈指針による影響の可能性

本財務諸表の公表日までに、IASBは、2015年12月31日に終了した事業年度には未だ発効しておらず、本財務諸表には採用されていないいくつかの改訂基準および新基準を公表している。このうち当社に関連する可能性があるものは、以下のとおりである。

発効する会計期間の期首

IFRSの年次改善2012-2014年サイクル - 複数の基準書	2016年1月1日
----------------------------------	-----------

IFRS第10号、第12号、IAS第28号の改訂、 「投資企業：連結の例外の適用」	2016年1月1日
--	-----------

IAS第1号の改訂、「開示に関する取組み」	2016年1月1日
-----------------------	-----------

当社は現在、これらの改訂基準が初度適用期間に及ぼすと予想される影響について評価を行っている。現在までのところ、これらの採用により当社の経営成績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性は低いと判断している。

[次へ](#)

Statement of comprehensive income
for the year ended 31 December 2015
(Expressed in United States dollars)

	<i>Note</i>	<i>2015</i>	<i>2014</i>
Turnover	4	\$ 180,000	\$ 115,000
Other revenue	5	4,863	5,187
Other operating expenses		<u>(85,045)</u>	<u>(47,390)</u>
Profit from operations		\$ 99,818	\$ 72,797
Finance costs		<u>-</u>	<u>-</u>
Profit before taxation	7	\$ 99,818	\$ 72,797
Taxation	8	<u>-</u>	<u>-</u>
Profit and total comprehensive income for the year		<u>\$ 99,818</u>	<u>\$ 72,797</u>

The notes on pages 7 to 19 form part of these financial statements.

Statement of financial position at 31 December 2015*(Expressed in United States dollars)*

	<i>Note</i>	<i>2015</i>	<i>2014</i>
Current assets			
Cash and cash equivalents	10	\$ 864,912	\$ 834,064
Amount due from fellow subsidiary	11	180,000	120,000
Sundry debtors, deposit and other assets		90,548	80,245
Amount due from immediate holding company	12	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>
Total current assets		<u>\$ 1,136,460</u>	<u>\$ 1,035,309</u>
Current liabilities			
Other liabilities		<u>\$ 3,145</u>	<u>\$ 1,812</u>
Total current liabilities		<u>\$ 3,145</u>	<u>\$ 1,812</u>
NET ASSETS		<u><u>\$ 1,133,315</u></u>	<u><u>\$ 1,033,497</u></u>
CAPITAL AND RESERVES			
Share capital	13	\$ 735,000	\$ 735,000
Retained profits		<u>398,315</u>	<u>298,497</u>
		<u><u>\$ 1,133,315</u></u>	<u><u>\$ 1,033,497</u></u>

Approved and authorised for issue by the board of directors on 24 Jun 2016

CHARLES FIRTH
DIRECTOR

The notes on pages 7 to 19 form part of these financial statements.

Statement of changes in equity
for the year ended 31 December 2015
(Expressed in United States dollars)

	<i>Share capital</i>	<i>Retained profits</i>	<i>Total</i>
At 1 January 2014	\$ 735,000	\$ 225,700	\$ 960,700
Total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>72,797</u>	<u>72,797</u>
At 31 December 2014 and 1 January 2015	\$ 735,000	\$ 298,497	\$ 1,033,497
Total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>99,818</u>	<u>99,818</u>
At 31 December 2015	<u>\$ 735,000</u>	<u>\$ 398,315</u>	<u>\$ 1,133,315</u>

The notes on pages 7 to 19 form part of these financial statements.

Cash flow statement
for the year ended 31 December 2015
(Expressed in United States dollars)

	<i>Note</i>	<i>2015</i>	<i>2014</i>
Operating activities			
Profit before taxation		\$ 99,818	\$ 72,797
Adjustment for:			
Interest income		<u>(4,863)</u>	<u>(5,187)</u>
Operating profit before changes in working capital		\$ 94,955	\$ 67,610
Increase in amount due from fellow subsidiary		(60,000)	(25,000)
Increase in sundry debtors, deposits and other assets		(10,303)	(80,245)
Increase/(decrease) in other liabilities		1,333	(3,298)
Decrease in amount due to immediate holding company		<u>-</u>	<u>(6,827)</u>
Cash generated from/(used in) operating activities		<u>\$ 25,985</u>	<u>\$ (47,760)</u>
Investing activities			
Interest received		<u>\$ 4,863</u>	<u>\$ 5,187</u>
Cash generated from investing activities		<u>\$ 4,863</u>	<u>\$ 5,187</u>
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents		\$ 30,848	\$ (42,573)
Cash and cash equivalents at 1 January		<u>834,064</u>	<u>876,637</u>
Cash and cash equivalents at 31 December	10	<u>\$ 864,912</u>	<u>\$ 834,064</u>

The notes on pages 7 to 19 form part of these financial statements.

Notes to the financial statements

(Expressed in United States dollars unless otherwise indicated)

1 Principal activities and registered office

Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the “Company”) is incorporated in the Cayman Islands with limited liability. The Company's principal activity is the creation of trusts and the administration and management of assets in the trusts. The Company's registered office is c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

2 Significant accounting policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable International Financial Reporting Standards (“IFRSs”), which collective term includes all applicable individual International Financial Reporting Standards, International Accounting Standards (“IASs”) and Interpretations issued by International Accounting Standards Board (“IASB”). A summary of the significant accounting policies adopted by the Company is set out below.

(b) Basis of preparation of the financial statements

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The preparation of financial statements in conformity with IFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

2 Significant accounting policies (continued)

(c) Translation of foreign currencies

Foreign currency transactions during the year are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the end of the reporting period. Exchange gains and losses are recognised in the profit or loss.

Non-monetary assets and liabilities that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated into United States Dollars using the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are stated at fair value are translated using the foreign exchange rates ruling at the dates the fair value was determined. Foreign currency differences arising on retranslation are recognised in profit or loss.

(d) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand with banks, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(e) Accounts receivable

Accounts receivable are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost less allowance for impairment of doubtful debts (see note 2(g)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less impairment for bad and doubtful debts.

(f) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised for liabilities of uncertain timing or amount when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate cash be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

2 Significant accounting policies (continued)

(g) Impairment

The carrying amount of the Company's assets is reviewed at the end of each reporting period to determine whether there is any objective evidence of impairment. If any such objective evidence exists, the asset's recoverable amount is estimated at the end of each reporting period. An impairment loss is recognised whenever the carrying amount of an asset exceeds its recoverable amount. Impairment losses are recognised in the profit or loss.

(h) Revenue recognition

Provided that it is probable that the economic benefits will flow to the Company and the revenue and costs, if applicable, can be measured reliably, management fee income is recognised in profit or loss when the investment management service is provided.

(i) Expenses

All expenses are recognised in profit and loss on an accrual basis.

(j) Related parties

For the purposes of these financial statements, a party is considered to be related to the Company if:

(a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:

- () has control or joint control over the Company;
- () has significant influence over the Company; or
- () is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.

(b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:

- () The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
- () One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
- () Both entities are joint ventures of the same third party.

2 Significant accounting policies (continued)

(j) Related parties (continued)

(b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies: (continued)

- () One entity is a joint venture of a third party and the other entity is an associate of the third party.
- () The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
- () The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
- () A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

3 Changes in accounting policies

The IASB has issued a number of amendments to IFRSs that are first effective for the current accounting period of the Company. Of these, the following developments are relevant to the Company's financial statements:

- Amendments to IAS 19, *Employee benefits: Defined benefit plans: Employee contributions*
- *Annual Improvements to IFRSs 2010-2012 Cycle*
- *Annual Improvements to IFRSs 2011-2013 Cycle*

The Company has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period. Impacts of the adoption of the amended IFRSs are discussed below:

Amendments to IAS 19, Employee benefits: Defined benefit plans: Employee contributions

The amendments introduce a relief to reduce the complexity of accounting for certain contributions from employees or third parties under defined benefit plans. When the contributions are eligible for the practical expedient provided by the amendments, a company is allowed to recognise the contributions as a reduction of the service cost in the period in which the related service is rendered, instead of including them in calculating the defined benefit obligation. The amendments do not have an impact on these financial statements as the company does not have any defined benefit plans under operation.

3 Changes in accounting policies (continued)

Annual Improvements to IFRSs 2010-2012 Cycle and 2011-2013 Cycle

These two cycles of annual improvements contain amendments to nine standards with consequential amendments to other standards. Among them, IAS 24, Related party disclosures has been amended to expand the definition of a “related party” to include a management entity that provides key management personnel services to the reporting entity, and to require the disclosure of the amounts incurred for obtaining the key management personnel services provided by the management entity. These amendments do not have an impact on the Company's related party disclosures as the Company does not obtain key management personnel services from management entities.

4 Turnover

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

Turnover represents investment management fee income earned from fellow subsidiary as follows:

	2015	2014
Investment management fee income earned from fellow subsidiary	\$ 180,000	\$ 115,000

5 Other revenue

	2015	2014
Interest income	\$ 4,863	\$ 5,187

6 Directors' remuneration

	2015	2014
Fees	\$ 80,245	\$ 41,024
Other emoluments	-	-
	\$ 80,245	\$ 41,024

7 Profit before taxation

Profit before taxation is arrived at after charging:

	2015	2014
Auditors' remuneration	\$ 3,145	\$ 3,138
Administration expense	1,655	3,228
	\$ 4,800	\$ 6,366

All of the above expenditures are payable to the Company's immediate holding company and the immediate holding company settles such expenditures on behalf of the Company.

8 Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes until 18 January 2020. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

9 Unconsolidated structured entities*Sponsored unconsolidated structured entities*

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity. For unconsolidated structured entities that were sponsored by the Company but no interest was held, the Company did not receive investment management fees from these entities during the reporting period and no assets were transferred to these entities.

9 Unconsolidated structured entities (continued)

Sponsored unconsolidated structured entities (continued)

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where no management fee is received and no interest is held by the Company as at 31 December 2015:

- HOLT® Japan Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- HOLT® Japan Large / Mid Cap Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD 5,000 is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2015:

- RPM Managed Futures Linked Fund (Principal Protected on Maturity in AUD)
- RPM Managed Futures Linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)
- RPM Managed Futures Linked Fund III (Principal Protected on Maturity in AUD)
- Global Futures Selection Fund (Principal Protected on Maturity in AUD)
- Asia Equity Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Global REIT Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Daiwa Australian High Dividend Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Brazilian High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- CS Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- US High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- US Small Cap Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Daiwa Emerging Local Market Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- J-REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Euro Stock Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

9 Unconsolidated structured entities (continued)

Sponsored unconsolidated structured entities (continued)

- AMP Australia Income Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

- Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- US Value Equity Concentrated Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- OAM US Preferred REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Shinsei European Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- US REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Leveraged Bull/Bear Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Shinsei World Wrap Fund Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
- Shinsei World Wrap Fund Growth Type (For Qualified Institutional Investors Only)
- US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
- Shinsei World Wrap Fund Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
- Shinsei World Wrap Fund Growth Type (For Qualified Institutional Investors Only)
- Leveraged Bull/Bear Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

The Company has not provided financial or other support to consolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that it is not contractually required to provide.

10 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise:

	2015	2014
Deposit with bank (interest-bearing)	\$ 864,912	\$ 834,064

11 Amount due from fellow subsidiary

Amount due from fellow subsidiary is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.

12 Amount due from immediate holding company

Amounts due from immediate holding company are unsecured, interest-free and have no fixed terms of repayment.

13 Share capital***(a) Authorised and issued share capital***

	2015		2014	
	<i>No. of shares</i>	<i>Amount</i>	<i>No. of shares</i>	<i>Amount</i>
Authorised:				
Ordinary shares of 1 each	<u>1,000,000</u>	<u>\$ 1,000,000</u>	<u>1,000,000</u>	<u>\$ 1,000,000</u>
Issued and fully paid:				
At 1 January and 31 December	<u>735,000</u>	<u>\$ 735,000</u>	<u>735,000</u>	<u>\$ 735,000</u>

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns for shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

14 Financial risk management and fair values

Exposure to credit, liquidity, interest rate and foreign currency risks arises in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to amounts due from group companies and cash at bank. Credit risk is defined as risk that one party to a financial instrument will cause a financial loss to another party by failing to discharge an obligation. Management regularly monitors its risk exposure to ensure that its credit risk is kept to a minimal level. The maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount of each financial asset in the statement of financial position after deducting any impairment allowance.

(b) Liquidity risk

The Company's policy is to regularly monitor its liquidity requirements to satisfy its contractual and reasonably foreseeable obligations as they fall due.

At 31 December 2015 and 2014, all of the Company's financial liabilities, which includes all creditors and accruals, are on demand or undated and are expected to be settled within three months.

(c) Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and deposits. At 31 December 2015 and 2014, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

(d) Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars (" HKD ").

As the HKD is pegged to the United States dollar (" USD "), the Company considers that the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

(e) Fair values

The carrying amounts of the Company's financial instruments carried at cost or amortised cost are not materially different from their fair value as at 31 December 2015.

15 Material related party transactions

Except as disclosed elsewhere in these financial statements, the company did not enter any material related party transactions.

16 Parent and ultimate holding company

At 31 December 2015, the immediate parent of the Company is Credit Suisse (Hong Kong) Limited, which is incorporated in Hong Kong and the ultimate controlling party of the Company is Credit Suisse Group AG, which is incorporated in Switzerland. Credit Suisse Group AG produces financial statements available for public use.

17 Non-adjusting events after the reporting period

The below table shows the unconsolidated structured entities that were sponsored or terminated by the Company after the reporting period.

<i>Name of unconsolidated structured entities</i>	<i>Sponsored or terminated in 2015</i>	<i>Effective date</i>
RPM Managed Futures linked Fund (Principal Protected on Maturity in AUD)	Terminated	22 March 2016
RPM Managed Futures linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)	Terminated	22 March 2016
RPM Managed Futures linked Fund III (Principal Protected on Maturity in AUD)	Terminated	22 March 2016

18 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2015

Up to the date of issue of these financial statements, the IASB has issued a few amendments and new standard which are not yet effective for the year ended 31 December 2015 and which have not been adopted in these financial statements. These include the following which may be relevant to the Company.

*Effective for
accounting periods
beginning on or after*

Annual Improvements to IFRSs 2012-2014 Cycle – various standards	1 January 2016
--	----------------

Amendments to IFRSs 10 IFRS 12 and IAS 28, <i>Investment entities: applying the consolidation exception</i>	1 January 2016
---	----------------

Amendments to IAS 1, <i>Disclosure initiative</i>	1 January 2016
---	----------------

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these amendments is expected to be in the period of initial application. So far it has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the Company's results of operations and financial position.

[次へ](#)

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項但書の規定を適用して作成された原文の中間財務諸類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2017年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝111.29円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

2016年度中間財務報告書（未監査）

包括利益計算書
（米ドルで表示）

	注記	2016年度中間期		2015年度中間期	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
収益	4	97,500	10,851	90,000	10,016
その他の収益	5	3,333	371	2,758	307
その他営業費用		(34,701)	(3,862)	(23,533)	(2,619)
税引前利益		66,132	7,360	69,225	7,704
法人税等	6	-	-	-	-
税引後利益		66,132	7,360	69,225	7,704
前期繰越留保利益		398,315	44,328	298,497	33,220
次期繰越留保利益		464,447	51,688	367,722	40,924

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

2016年度中間財務報告書（未監査）

貸借対照表

（米ドルで表示）

	注記	2016年 6 月30日現在		2015年12月31日現在	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
流動資産					
雑資産、預金およびその他の資産		61,997	6,900	90,548	10,077
現金および現金同等物	8	864,218	96,179	864,912	96,256
関連会社に対する債権	9	277,500	30,883	180,000	20,032
直接持株会社に対する債権	10	1,000	111	1,000	111
流動資産合計		1,204,715	134,073	1,136,460	126,477
流動負債					
その他負債		5,268	586	3,145	350
流動負債合計		5,268	586	3,145	350
純資産		1,199,447	133,486	1,133,315	126,127
資本金および準備金					
株主資本	11	735,000	81,798	735,000	81,798
留保利益		464,447	51,688	398,315	44,328
		1,199,447	133,486	1,133,315	126,127

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

2016年度中間財務報告書（未監査）

株主資本等変動計算書

（米ドルで表示）

	注記	株主資本		利益留保		合計	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
2015年 1 月 1 日現在		735,000	81,798	298,497	33,220	1,033,497	115,018
当期包括利益合計		-	-	99,818	11,109	99,818	11,109
2015年12月31日および 2016年 1 月 1 日現在		735,000	81,798	398,315	44,328	1,133,315	126,127
当期包括利益合計		-	-	66,132	7,360	66,132	7,360
2016年 6 月30日現在		735,000	81,798	464,447	51,688	1,199,447	133,486

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2016年度中間財務報告書(未監査)

財務諸表に対する注記

(別段の表記のない限り米ドルで表示)

1 主たる事業および登録事業所

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「当社」という。)は、ケイマン諸島に設立された有限会社である。当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラストの管理事務代行および資産の管理である。当社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド内(c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)に所在する。

2 重要な会計方針**(a) 準拠表明**

本財務諸表は、該当するすべての国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成されている。IFRSは、該当する個々の財務報告基準、国際会計基準(以下、「IAS」という。)および国際会計基準審議会(以下、「IASB」という。)が発行する解釈指針等すべての総称である。当社が採用した重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

(b) 財務諸表の作成基準

本財務諸表は、取得原価基準を測定基準として作成されている。

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

(c) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産・負債は報告会計期間末の実勢為替レートで米ドルに換算される。為替差損益は、損益計算書に認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性資産・負債は公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算される。再換算により生じる為替差損益は、損益計算書に認識される。

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行預け金および銀行の手元現金であり、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定の金額に換金することが可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりリスクしか負わず、取得時の満期が3ヵ月以内のものをいう。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2016年度中間財務報告書(未監査)

2 重要な会計方針(続き)**(e) 売掛金**

売掛金は、まず時価で計上し、その後、償却費用から減損(貸倒引当金)を差し引いて記載する(注記2(g)を参照)。ただし、未収金が関連当事者に対する特定返済条件のない無利子融資である場合や、その割引の影響が微小である場合はこの限りでない。これらに該当する場合、未収金は回収不能金または貸倒金として計上する。

(f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社が過去の事象の結果としての法的または推定的債務を有しており、債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつその金額について信頼できる見積りができる場合に、不確定時期または金額の負債に対して認識される。金額の時間的価値が重要な場合、引当金は債務を決済するために予想される支出の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低く、金額の見積もりに信頼性がない場合、経済的便益の流出の可能性が微小でないかぎり、債務は偶発債務として開示する。1ないし複数の将来事象の発生または未発生によってのみその存在を確認できる潜在的な債務についても、経済的便益の流出の可能性が微小でないかぎり、債務は偶発債務として開示する。

(g) 減損

当社の資産の簿価は、各報告期間末に見直しを行い、減損を行うべき客観的根拠の有無を判定する。このような根拠がある場合には、各報告期間末において、この資産の回収可能額の見積もりを行う。資産の簿価が回収可能額を上回る場合には、必ず減損損失を計上する。減損損失は利益または損失として計上する。

(h) 収益の認識

投資管理サービスを提供し、当社に経済的便益が流入する可能性が高く、適宜収益および費用を信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に管理報酬が認識される。

(i) 費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

(j) 関連当事者

本財務諸表では、当事者が以下のいずれかに該当する場合に当社の関連当事者とみなしている。

(a) 個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合当社の関連当事者である。

(i) 当社を支配している、または共同支配している。

(ii) 当社に重要な影響を与える。

(iii) 当社または当社親会社経営幹部の一員である。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2016年度中間財務報告書(未監査)

2 重要な会計方針(続き)

(j) 関連当事者(続き)

- (b) 企業は、以下の条件のいずれかに該当する場合、当社の関連当事者である。
- (i) その企業と当社は同じグループの傘下にある(すなわち、それぞれの親会社、子会社、兄弟会社は関連している)。
 - (ii) その企業と他方の企業が関連会社であるか、合併会社である(その企業の関連会社または合併会社の属する企業グループに他方の企業が属している)。
 - (iii) 両企業が、同一の第三者企業の合併会社である。
 - (iv) ある企業がある第三者企業の合併会社であり、他方の企業が当該第三者企業の関連会社である。
 - (v) ある企業は、当社または当社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
 - (vi) ある企業が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
 - (vii) (a)(i)に規定する個人が、ある企業に重要な影響を与えているか、その企業(またはその親会社)の経営幹部の一員である。

個人の家族の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与える、または当該個人の影響を受けると予想される親族の一員をいう。

3 会計方針の変更

国際会計基準審議会(IASB)は、当会計期間より発効する国際財務報告基準(IFRS)のいくつかの改訂基準を公表している。このうち当社の財務諸表に関連する発展は、以下のとおりである。

- ・ IFRS年次改善プロジェクト2012 - 2014: IASBは、2014年9月に「IFRS年次改善プロジェクト2012 - 2014」(IFRS改善プロジェクト2012 - 2014)を公表した。2016年1月1日のIFRS改善プロジェクト2012 - 2014の適用は、当社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。
- ・ 「開示に関する取組み」(修正IAS第1号): 2014年12月、IASBはその「開示に関する取組み」の一環として、修正IAS第1号を公表した。当修正条項は、重要性、財務諸表に対する注記、ならびに財政状態計算書と損益および包括利益計算書の表示に関する指針を明確にするものである。当修正条項により企業は、財務諸表の作成と表示に際し、より裁量的に判断を行うことが可能となる。修正IAS第1号は開示にのみ影響するため、その2016年1月1日の適用は、当社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。

当社は、新しい会計基準または解釈指針のうち未だ発効していないものは当会計期間に適用していない。

4 収益

当社の主たる事業は、トラストの設立ならびにトラストの管理事務代行および資産の管理である。

収益は、関連会社から得た投資管理報酬である。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2016年度中間財務報告書(未監査)

5 その他収益

	2016年度 中間期	2015年度 中間期
受取利息	\$ 3,333	\$ 2,758

6 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、当社は、ケイマン諸島総督より、2020年1月18日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に法人税等は計上されていない。

7 非連結ストラクチャード・エンティティ

スポンサーとなる非連結ストラクチャード・エンティティ

当社は、当社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または当社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、または当社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。当社がスポンサーではあるが関与していない非連結ストラクチャード・エンティティについて、当社は報告期間中これらエンティティから運用報酬を受け取っておらず、またいかなる資産もこれらエンティティに移管していない。

2016年6月30日現在当社がスポンサーではあるが、関与していない非連結ストラクチャード・エンティティを以下の表に明記している。

エンティティ：

- ・ ホルト日本株インカム・プラス・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ ホルト・ジャパン・ラージ/ミッド・キャップ・インカム・プラス・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家限定)

以下に示す非連結ストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーであり、年間固定管理費用として5,000米ドルを受領予定であるが、2016年6月30日現在当社は持分を保有していない。

- ・ グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド
- ・ アジア・エクイティ・インカムプラス・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ グローバル・リートαファンド(適格機関投資家限定)
- ・ 豪州高配当株・ツインαファンド(適格機関投資家限定)
- ・ 米国リート・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ ダイワ・オーストラリア高配当株αファンド(適格機関投資家限定)
- ・ ブラジリアン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ CSグローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ US好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ 米国スモール・キャップ・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2016年度中間財務報告書(未監査)

7 非連結ストラクチャード・エンティティ(続き)

スポンサーとなる非連結ストラクチャード・エンティティ(続き)

- ・ ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ J-REITファンド(適格機関投資家限定)
- ・ USプリファード・リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ ユーロ・ストック・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ NB/MY AM米国リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ AMP オーストラリア・インカム債券ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ ブラジル株式アルファ・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ ダイワ・ブラジリアン・リアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ US・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ OAM・米国優先リート・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ AMP オーストラリア REIT ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ J-REITリアル・エステート・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ 新生・欧州債券ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クアトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ ダイワ・アメリカン・リート・クアトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ US REITファンド(適格機関投資家限定)
- ・ レバレッジ型・ブル/ベア・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ 新生ワールド・ラップ・ファンド・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)
- ・ 新生ワールド・ラップ・ファンド・グロース・タイプ(適格機関投資家限定)
- ・ 米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ 日本国債17-20年ラダー・ファンド(適格機関投資家限定)

当社は、契約上提供を求められていない連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

当社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2016年度中間財務報告書(未監査)

8 現金および現金同等物

現金および現金同等物の内訳：

	2016年 6月30日現在	2015年 12月31日現在
利付銀行預け金	\$ 864,218	\$ 864,912

9 関連会社に対する債権

関連会社に対する債権は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

10 直接持株会社に対する債権・債務

直接持株会社に対する債権・債務は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

11 株主資本

(a) 授權株式および発行済株式

	2016年6月30日現在		2015年12月31日現在	
	株数	金額	株数	金額
授權株式：				
1株当たり1ドルの普通株式	1,000,000	\$1,000,000	1,000,000	\$1,000,000
発行済全額払込済株式：				
1月1日現在	735,000	\$ 735,000	735,000	\$ 735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、当社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残余財産に関して同等順位である。

(b) 資本管理

当社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、当社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。当社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達および余剰資本の分配に関する当社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。当社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

当社の資本構成は定期的に見直しが行われ、当社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、当社に対する取締役の信任義務に反しない限り、当社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において当社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2016年度中間財務報告書(未監査)

12 財務リスク管理

当社には、通常の業務の過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスクおよび為替リスクに対するエクスポージャーが生じる。当社はこれらのリスクを以下に記載する当社の財務管理の方針および慣行により管理している。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主にグループ企業に対する債権および銀行預け金に起因するものである。信用リスクは、金融商品の一方当事者が債務を履行しないことにより他方当事者に財務上の損失を生じさせるリスクとして定義されている。経営陣は信用リスクが確実に最低限に維持されるよう、定期的にリスクを監視している。信用リスクの最大エクスポージャーは、貸借対照表上の各金融資産の帳簿価額から減損引当金を控除した額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社は契約債務および合理的に予測可能な債務を期限到来時に履行するため、定期的に流動性の要件を監視することを方針としている。

2016年6月30日および2015年12月31日現在、当社のすべての債務および未払金を含めて、当社の金融負債はすべて要求払いまたは無日付であり、3ヵ月以内に決済される予定である。

(c) 金利リスク

当社は現金および預け金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2016年6月30日および2015年12月31日現在、認識された資産または負債の帳簿価額に係わる金利の変動による直接的で重大な影響はない。

(d) 為替リスク

当社は、主に香港ドル(以下、「HKD」という。)建ておよび日本円(以下、「JPY」という。)建ての支払債務が生じる一部の取引により為替リスクにさらされている。

HKDは米ドル(以下、「USD」という。)に固定されているため、当社はUSDとHKD間の為替レートの変動リスクは重要ではないと考えている。また、JPYにより生じる為替リスクは残高が僅少なため、重要ではないと思われる。

(e) 公正価値

取得原価または償却原価で計上されている当社の金融商品の帳簿価額は、2016年6月30日時点の公正価値と大きく異なっていない。

13 重大な関連当事者間取引

これら財務諸表に開示されているものを除き、当社は重大な関連当事者間取引を締結していない。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2016年度中間財務報告書(未監査)

14 親会社および最終的な持株会社

2016年6月30日現在、香港で設立されたクレディ・スイス(ホンコン)リミテッドが当社の直接の親会社であり、スイスで設立されたクレディ・スイス・グループ・アーゲーが当社の最終的な支配当事者である。クレディ・スイス・グループ・アーゲーは、一般向けの財務諸表を作成している。

15 公表後、2016年6月30日に終了した半期には未だ発効していない改訂基準、新基準および解釈指針による影響の可能性

本財務諸表の公表日までに、IASBIは、2016年6月30日に終了した半期には未だ発効しておらず、本財務諸表には採用されていないいくつかの改訂基準および新基準を公表している。このうち当社に関連する可能性があるものは、以下のとおりである。

非連結ストラクチャード・エンティティの名称	発効する会計期間の期首
修正IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書：開示に関する取組み」	2017年1月1日
修正IAS第12号「法人所得税：未実現損失に係る繰延税金資産の認識」	2017年1月1日
IFRS第9号「金融商品」	2018年1月1日
IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」	2018年1月1日
IFRS第16号「リース」	2019年1月1日

当社は現在、これらの改訂基準が初度適用期間に及ぼすと予想される影響について評価を行っている。現在までのところ、これらの採用により当社の経営成績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性は低いと判断している。

16 修正を要しない後発事象

報告期間後に当社がスポンサーとなった、または終了した非連結ストラクチャード・エンティティは以下の表に示したとおりである。

非連結ストラクチャード・エンティティの名称	2016年にスポンサーとなった、または終了した	発効日
OAM USプリファードREITファンド	終了	2017年1月

17 後発事象

本報告書の公表日時点において、本財務諸表において開示が必要となる、またはこれへの修正が必要となるその他の重大な後発事象は生じていない。

（２）【損益の状況】

管理会社の損益の状況については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の包括利益計算書をご参照ください。